

2001年2月2日

水源連だより

SUIGENREN
DAYORI

No. 16

水源開発問題全国連絡会◆
ホームページ

東京都千代田区平河町1-7-1-W201

TEL:03-5211-5429

FAX:03-5211-5538

郵便振替

00170-4-766559

<http://member.nifty.ne.jp/aqua/suigen.htm>

八園・辰巳用水を守り
に強い金沢をつくる

八園・辰巳用水を守る会



辰巳問題ダム集会

辰巳ダム現地見学会 辰巳ダム計画地

第7回水源連総会報告

特集

総会・全国集会報告	- 1
会計報告・会費のお願い	- 6
公共事業評価システム提案	- 7
ダム中止後の生活再建	-11
よみがえろ黒部川	-14
清津川ダム問題	-18
思川開発 混沌の見直し	-23
川辺川ダム問題	-28
世界ダム委員会報告について	-32

第7回水源連総会



第7回水源連総会

水源連第7回総会と

辰巳ダム全国集会の報告

はじめに

水源連第7回総会は、2000年11月26日（日曜）の午前8時から午後1時にかけて、石川県青年会館会議室で、全国から約60名の皆さんの参加を得て開催されました。今回の総会の開催にあたっては「兼六公園と辰巳用水を守り、ダム建設を阻止する会」の皆様大変お世話になりました。心から御礼申し上げます。

総会に先立ち、11月25日午後から、マイクロバス3台に分乗し、犀川流域、辰巳ダム予定地、辰巳用水、

兼六公園を「兼六公園と辰巳用水を守り、ダム建設を阻止する会」の皆さんの案内で見学しました。

25日の夜は石川県青年会館で「犀川と兼六公園・辰巳用水を守り水害に強い金沢をつくる辰巳ダム問題全国集会」が開催されました。この全国集会には約150名の方が参加され、辰巳ダムの不要性、辰巳用水路と兼六公園の文化財としての価値、これまでの運動で明らかになった様々な事実などについて報告が行われました。

「現地見学会」の報告

25日午後1時半過ぎに金沢駅を3台のマイクロバスに乗って出発し、治水計画基準点である犀川大橋、辰巳ダム予定地である辰巳用水取り入れ口、辰巳用水横穴群、辰巳用水を引き込んでいる兼六公園、そして金沢城址を見学しました。

治水計画基準点である犀川大橋では、この地点で犀川が急激に狭窄状態になっていて洪水の最大の原因となっているので、ここを改修することで治水問題は解決する、との説明を受けました。

辰巳ダム予定地では、犀川の流れをうまく利用した形で取水口が設けられていること、辰巳用水の文化財としての価値、ダムサイト予定地に設定されている共有地、等を実際に目で確認しました。また、辰巳ダムができて実際には辰巳用水の流量が増えることにはならないという説明を受けました。

辰巳用水横穴群では、辰巳用水を地中を通すために当時の人が工夫をした状況を知ることができました。この横穴群はトンネルを掘るとき道のりとして、また、土壌の排出口として用いられたものと思われます。このトンネル部分には地質が弱いところがあり、工事中に多くの方が生き埋めになり、現在もそのままの状態になっているとのことでした。

兼六公園は辰巳用水を引き入れることにより、類まれな日本庭園としての風情を保っています。

この見学会で、犀川橋地点の狭窄部を広げることによって犀川の治水の問題は解決すること、辰巳用水の文化財としての価値、などを知ることができました。



犀川大橋そばで説明を聞く



辰巳ダム・ダムサイト予定地

「犀川と兼六公園・辰巳用水を守り水害に強い金沢をつくる 辰巳ダム問題全国集会」の報告

25日、午後6時半から石川青年会館で開催しました。詳しくは、別項で「犀川と兼六公園と辰巳用水を守り、ダム建設を阻止する会」からの報告を掲載します。

主催者側からの挨拶、全国から駆けつけた団体からの応援のアピールで集会は始まりました。その中では長野県の大仏ダム中止の報告も行われました。

辰巳用水の歴史的経過とその価値、犀川流域の生態系上の価値、治水・利水などの面からも辰巳ダム

が不要であること、公共事業評価監視委員会への取り組みとその成果、情報公開を求めることによって判明した数々の問題、などが多くの文書資料、図、表を使って説明されました。

主催者側からこれからも辰巳ダム反対運動を強化・継続すること、その一つとして共有地運動を拡大していくことが提起され、参加者全員でそれを確認しました。



開会の挨拶

「第7回水源開発問題全国連絡会総会」の報告

今回の総会は、囲炉裏を囲むように机・椅子を配置し、お互いの顔を見ることができるようにして議論を進めました。

司会は事務局の和波、渡辺の両氏と「兼六公園と辰巳用水を守り、ダム建設を阻止する会」の碓山氏の3方につとめて頂きました。

1. 矢山有作代表挨拶

事務局、東京近辺にいる人々でダム問題にかかわる法制度研究会が持たれ、いろいろな研究がされてきている。

第1に、ダムが中止された後、どのような措置をするか。それをやらなければ運動が広がらない。

第2に、徳山、苦田ダムで事業認定取消訴訟があ

る。川辺川でも事業認定申請が出された。一方、政府は土地収用法の簡素化、拡大化を考えている。公益性について訴訟で争っていても事業は進行してしまう。この問題を解決しなければならぬ。それらも踏まえて裁判での闘い、立法措置を考えていく必要がある。

第3に、事業の見直し・評価をどうするか、着工の前から考えていく必要もある。

ダム事業などについては建設省が公共事業評価監視委員会などを自前で進めている。政府も政策評価制度を作るということで法制化を考えている。住民サイドの意見をどのように反映させていくか見直す必要があるものを見直すには、住民側からの積極的な取り組みが必要。

7回 水源連総会



水源連ができて7年になる。今年は、これらの法制度への取り組みを7年の運動の集約として位置付け、運動の成果をあげたい。

2. 事務局からの報告

1) 資料集に沿った経過報告。

①河川整備基本方針策定状況の聞き取り、②強権的なダム事業推進に対する建設大臣へ抗議の申し入れと建設省記者クラブでの説明会、③世界銀行ダム問題公聴会へのエントリー、④「ダム問題の法的制度に関する研究会」の発足、⑤土地収用法改正の動きへの対応、⑥「自民党の公共事業抜本見直し検討会」への対応、⑦中山建設大臣（当時）発言への対応、⑧ダムと川と住民に関する東アジアおよび東南アジア地域会議

2) 討議事項の提起・紹介

①ダム計画中止後の地域振興と、水没予定地住民の精神的・経済的損失に対する補償について。②「事業認定」について係争中である事業の進行を中止させる手法について。③「ダム等の公共事業の評価システムおよび見直し機関」について。④ダム事業の財政問題について。⑤河川法に基づく河川整備基本方針について

3. ダム建設中止をかちとった 地元からの報告

(1) 新月ダム

97年8月20日に休止発表があった。それまでに26年間の経過がある。県の方も

休止発表をしなければならな



かった背景に共有地運動がある。

98年2月に宮城県、気仙沼市、学識経験者、市民からなる検討委員会が発足した。そこに新月ダム反対期成同盟の代表も加わった。県はダムをやりたくなかったことがはっきりしてきた。ダムは中止となった。治水については河道改修でやっていく。利水については新しい水源を開発しなければならぬとされているが、反対期成同盟としては水道の漏水防止対策等で対応できると考えている。利水問題については今後どうするか監視していく。ダム建設に夢を描いて梯子をはずされた人々のなかには、精神的な苦痛や経済的損失を受けたとして補償を求める裁判を考えている人もいる。

(2) 細川内ダム

村長、議会、住民の3つの柱があると、建設省は動きにくい。建設省は住民投票や法的に効力のあるやり方を恐れている。「あり懇」（あり方懇談会）が全国的に行われている。「住民投票は劇薬だ。飲むべきではない」と言った。「あり懇」は麻薬のようなもの。なんでも集まって話ましよう、というブラックホールのような場。ところがこれは何の権限もない。そこで話あったことによって決定されるわけではない。細川内ダムは中止になったが、実際木頭村はこれから村の経済基盤の確立に全力を投入しなければならない。中止になったとはいえ、建設省はダムの不合理性を認めたわけではない。「そんなにいらなんだったらやめるわ」という感じ。村長選がある。推進派の村長が当选するようなことがあれば、細川内ダムの復活もありえると感じる。



4 討議事項

(1) ダム中止後の生活再建措置

別記参照

（２）係争中のダム工事を中止させる法的 手段と土地収用法による事業認定の問題点

・ 事業認定時期の問題

苫田ダムでは、422名が参加し事業認定訴訟に取り組んでいる。事業認定にはたくさん問題点があるが、事業認定の時期をいつにするかがひとつ。通達では事業認定は事業決定後ただちに与えられている。ところが実際は任意買収で行い、反対者が切り崩されていって、付帯工事などが終わりに近づき、反対者が身動きが取れない状態にまで既成事実を積み上げてから事業認定を行っている。資料を出させようとしたら、意見を言っても、建設省は対応をしてこなかった。事業認定前に公共性・公益性が民主的な手続きのもとで審議されるべきである。苫田ダム問題ではダム審議委員会が答申を出したあと、公開討論会に応じたり、資料を出すようになったが、それではあまりにも遅すぎる。

・ 公聴会の問題

建設省に問い合わせたところ、事業認定申請の前に公聴会が開かれたことがない。意見書を提出してもそれがどう扱われているのかも全くわからない。現行法の規定も空文化されている。

・ 事業認定申請も認定も建設省

こんな国がどこにあるか。学者は第三者機関が事業認定をすべきと主張したが建設省の反対でできなかった。なぜこれまで提起されずにきたのか？問題。行政事件訴訟法によって裁判を行っても、回復困難の場合だけ、事業が停止できるとされ、執行不停止が原則となっている。

・ 原告適格の問題

取消訴訟では法律上の「利益を有する者」を狭くしている。

・ まとめ

事業認定の時期を遅らせ、「利益を有する者」を狭く解釈することにより、訴訟中の事業執行不停止ができなくなってきた。しかし、事業が執行されてしまえば、その延長でまったく無駄な水道料金の値上げが来る。治水面でも過大な財政負担を引き起こす。これまで、国会も司法も運動体側もこのことを問題にしなかった。法の矛盾点を追及する必要がある。

る。現在の土地収用法がまったく恣意的に運用されていることを大きな問題として取り上げ、公共事業の決定をどうするのか、住民の参加をどうするのかを考えなければならない。

（３）公共事業の評価システム

別記参照

（４）ダム事業の費用負担問題

本誌No.14ダム建設のメカニズムを衝く参照

（５）海外のダム反対運動との連携

日本には、①国内各地のダム反対運動、②ODAによる東南アジア開発問題への支援（メコンウォッチ、地球の友）という二つのダム反対運動がある。国内は建設省、海外は外務省が相手。海外の場合、計画と資金調達までコンサルタント会社がやる。

ダム問題は日本だけの問題ではない。日本各地に海外からの情報を送る必要がある。インターネットによる情報交換も検討している。大蔵大臣や国際開発銀行などに要請文を送るよう、海外の運動体から要請が来るようになるので、それに即座に対応できる体制を作りたい。（当面は氏家氏が担当する）

5 各地からの報告

苫田ダム

43年が経ち、2000人の町民が追い出された。強制収用を前提にした事業認定がなされ、事業認定取消訴訟に432人の原告が参加。5月14日に原告団を結成した。

裁判を3つやっている。①協力感謝金に関する損害賠償（1審敗訴）、②広域水道企業団に対する公金支出支払い停止を求める裁判、③事業認定取消。苫田ダムの公益性が争われているにも関わらず事業を進めていく行政のやり方を問題にしていきたい。

徳山ダム



本体工事着工で揖斐川上流の首がしめられたような状況にある。8月8日にキャンプしたときイヌワシの幼鳥の飛翔を見た。土地収用委員会は2月22日に結審の予定。世論の後押しが必要なので、徳山ダムによる多くの不利益があることを大垣市民に知らせ、これからは世論を掘り起こ

しをしていきたい。

足羽川ダム



建設省の部子川ダム建設という代替案に、池田町は同調していたが、最近になって我々の働きかけもあって池田町での反対の声も出てきている。今後も足羽川にダムはいらないということで頑張っていく。

八ツ場ダム

公開質問書を出した。先日、地元でシンポジウムを開いたが、名前をかかない人も含め、地元からの参加者が60%を占めた。これからじわじわ浸透していくのではないかな。



川辺川ダム（手渡す会）

漁業権を持っている漁協が本体着工を食い止めてきた。9月に事業認定申請され、147名が意見書を出した。12月3日には事業認定について話をする。



同（川漁師）

我々が強かったが、ひっくりかえされた。その途端、事業認定を申請された。漁業権は収用できないと言われている。間違った最高裁の判決を覆して欲しいという水産庁の期待も受け、がんばりたい。

清津川ダム

お金がないので進んでいなかったのが、知事選をきっかけに現知事が推進に傾いた。そして、与党の中止勧告の対象にあがったことから推進派の動きが活発になった。中止勧告後に開かれた第一回の事業評価監視委員会で継続審議となり、今日、第二回が開かれている。



思川開発

3年前に反対運動をはじめた時はどうなるのかと思ったが、運動はやってみるものだ。状況が大きく変わってきた。事業の反対を訴えた今市市長が県知

事となり、中止の方向へ大きく傾いた。

渡瀬遊水池

第二貯水池計画は、第一貯水池の水質が悪いことと、渡良瀬遊水池の自然保護の観点からダム審で中断の決定が出てから4年になる。建設省はヨシ原による浄化で第一貯水池の水質が改善されるとしているが、住民団体の調査ではヨシ原浄化池は遊水池の自然を壊すだけで、水質改善の効果はまったくないことが明らかになった。それにもかかわらず、建設省はヨシ原浄化の拡大を進めている。



紀伊丹生川ダム

2年間にやれることは全部やってきた。「平成維新を実現する会」が監査請求。

相模大堰

住民訴訟横浜地裁の判決が11月5日から2月28日に延期になった。今後ご注目をお願いします。

辰巳の会

県民的な運動になっておらず、職人的にやっている。今日はいろいろな角度から勉強ができて非常によかった。辰巳は小さなダムだが大きな問題を抱えている。共有地運動をやっているのご協力を。



会計報告と 今年年会費納入のお願い

1、会計報告

第7回総会では、1年間の活動の報告討議との最後に会計報告をおこない、下記のように承認を頂きました。

2000年度会計報告

1999年11月1日 ～ 2000/11/18

収入合計	1,084,268
-------------	------------------

前年度繰越金	455,628
年会費	497,000
カンパ	131,640

支出合計	756,085
-------------	----------------

行動費	90,000
通信費（電話・Fネット等）	12,755
印刷費（水源連だより等）	340,750
切手代、葉書代	248,070
機関紙以外の送料代	13,480
封筒代	19,250
会員からの会費振込手数料	8,170
前年度総会経費赤字分補填	23,610

次年度繰越金	328,183
---------------	----------------

2、2001年度会費納入のお願い

これまでも多くの会員の個人・団体の皆さんの会費や各種カンパ等で水源開発問題全国連絡会の活動を行ってきました。幸い毎年一定の繰越金を持って次年度の会計に引き継ぐことができています。しかし、これには多くの皆さんによる、直接会費という形とならない負担もあって可能になっているものです。全国の運動の交流や情報交換、対政府の運動など様々な面で、今後拡充しなければならない課題も多いことが先の総会でも確認されてきました。これらを実現させて行くには、これまで通り参加各団体・個人の皆さんの会費が基礎となります。

各団体・会員の皆さんにおいても様々財政的には厳しい中で活動が行われていることは十分承知しておりますが、今年度の会費納入について、これまで同様ご協力をお願いしたいと思います。また会員の拡大についても是非ご協力をお願いいたします。

今回の「水源連便り」に振り込み用紙を同封致しましたので、早期の納入をよろしくお願いいたします。

振込先は

郵便振り込み口座 00170-4-766559

加入者名 水源開発問題全国連絡会

「公共事業の評価システム」の提案

事務局

総会で事務局から提案した「公共事業の評価システム案」に対して多くの意見が出されました。その意見に基づいて同案を下記のとおり書き直しました。この公共事業評価システムの立法化を目指して各政党への働きかけを進めていきたいと考えております。下記の修正案に対してご意見のある方は事務局の方へなるべく早くご意見をお寄せくださるよう、お願いします。

公共事業の評価システム（案）

2001年 1月

1. 評価システムを提案するに当たって

(1) 見直し機関について

見直し機関を各省庁とは独立した委員会（国家行政組織法第3条による独立行政委員会）として設置することを今まで検討してきたが、これには二つの面で困難な問題がある。第一は国の行政組織は内閣総理大臣を頂点としたピラミッド式であって、それぞれの行政組織の所掌事務が決められており、独立行政委員会という行政機関の一つが他の行政機関（建設省等）の行政裁量の是非を判定することが可能かという問題である。

第二は行政の簡素化が世の中の流れであるのに、独立行政委員会という新たな行政組織を設置することが可能かということである。事務局のスタッフも入れると、この組織はかなりの人数になることが予想され、似たような他の行政組織を廃止するようなことでもない限り、そのような組織を新たに設置することはむずかしい。

そして、見直し機関がたとえ設置されても、それはあくまで両刃の剣であって、委員の人選によっては、逆にダム事業の推進にお墨付きを与えることにもなりかねない。現在の政治情勢ではそのような見直し機関になる可能性の方が高い。

私たちが求めているのは、見直し機関の設置そのものではなく、ダム事業等に対する異議申立てを受け付ける制度、情報の完全公開のもとに、住民側が事業者側と十分に議論することができる制度である。そこで、そのように住民が関与できる公共事業の評価システムを提案する。

(2) 評価システムの立法化

現行の公共事業評価システムは内閣総理大臣の指示という通達によるものであるが、私たちが提案する「公共事業の評価システム」は新たな立法によって実現する。立法化を進める理由は次のとおりである。

- ① 現行の通達の内容を改善する提案を行っても、国にその提案を受け入れさせる手立てがない。仮に、部分的に受け入れたとしても、つまみ食いになるのは目に見えている。
- ② 本当の公共事業見直しの流れをつくるためには、国会で議論を行えるように立法の形で提案する必要がある。

2. 対象事業

(1) 対象事業の要件

該当事業は、現在実施されている公共事業評価と同じ要件で選択する。

すなわち、

- ① 新規公共事業の評価の場合
 - ア 事業費を新たに予算化する場合
 - イ 事業・計画に要する費用を新たに予算化する場合
- ② 再評価の場合

- ア 事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業
- イ 事業採択後10年間を経過した時点で継続中の事業
- ウ 事業採択前の準備・計画段階で5年間が経過している事業

(2) 対象事業の選択

事業者（事業官庁または都道府県）は上記の要件に該当する事業の評価案を公告縦覧し、住民の意見を求める。事業者は住民の意見とそれに対する見解を公共事業評価委員会に送付する。住民から見直し請求のあった事業および委員会が評価の必要があると判断した事業について、委員会は事業者に事業の再検討を求め、審査を開始する。ここで示す対象事業の選択は、該当事業の全部を審査対象にした場合はきわめて対象数が多くなってまともな審査が行われなくなることを考慮したものである。

3. 公共事業評価委員会

(1) 委員会の位置づけ

公共事業評価委員会は事業者（事業官庁または都道府県）の内部に設置し、委員は一定の基準を設けて事業者が選任する。委員会の事務局も事業者の内部に設置する。

(2) 委員選任の基準と任期

委員は10名以上とし、行政・議会関係者を除く学識経験者で構成する。事業者は委員を公募し、その応募者の中から専門別（財政、河川、環境等）に選任する。

委員の任期は3年とする。

(3) 委員会運営の条件

会議はすべて公開とし、会議資料も全面的に公開する。

4. 当該事業を審査する小委員会

公共事業評価委員会が必要と判断した場合、または見直し請求者が次の要件を満たす場合は、当該事業のみを審査する小委員会を設置する。小委員会の委員の半数は事業者、半数は見直し請求者の推薦によるものとする。小委員会は現地調査を実施するとともに、事業者と住民側の意見を聞いて審査を行う。審査の結果を委員会に報告し、委員会はその結果に基づいて答申を行う。小委員会の会議はすべて公開とし、会議資料も全面的に公開する。

小委員会設置の要件

（見直し請求の期間が限られているので、必要最小の人数とする。）

- | | |
|------------------------|---------|
| ① 地元住民（水没地域を含む市町村の有権者） | 10人以上 |
| ② 流域および用水供給地域 | 100人以上 |
| ③ 流域自治体 | 1つ以上 |
| ④ 全国民 | 1000人以上 |

5. 双方向性の公聴会

公共事業評価委員会（小委員会が設置された場合は小委員会）が公聴会を開催する。公聴会は住民がただ陳述するだけの公聴会ではなく、裁判所のように対審構造とし、委員会の主導のもとに住民・代理人と事業者が十分な議論を行えるものとする。すなわち、欧米では常識的な双方向性の公聴会とする。住民・代理人の質問に対して事業者から明確な回答があったと委員会が判断するまで、公聴会を繰り返し開催する。

6. 学識経験者の意見聴取

公共事業評価委員会（小委員会が設置された場合は小委員会）は、当該事業に関する意見を学識経験者に広く求め、その意見を聴取するものとする。

7. 審議の期間

公共事業評価委員会が見直し請求を受け付けてから、答申を出すまでの期間を原則として6カ月以内とする。

8. 情報の公開

事業者は事業評価の過程で住民から請求のあったデータ等の情報をすみやかに公開するものとする。

9. 事業評価の結果

事業者が公共事業評価委員会の答申に基づいて行う事業評価は、行政処分と見なすものとする。したがって、行政事件訴訟法により、評価の結果に対して取消訴訟を行うことが可能である。ただし、すでに係争中の事業が再評価の対象になった場合の扱いは検討事項とする。

10. 審査中の工事停止

公共事業評価委員会の審査中に当該事業の工事が進行することを防ぐため、委員会が「工事の進行で審査の理由が失われる」と判断した場合は、委員会は事業者に対して「工事の停止を勧告することができる」ものとする。

11. 委員会および小委員会の判断要件の例（ダム建設事業の場合）

(1) 利水について

- ① 開発水の供給事業が具体化され、事業実施のスケジュールが明確になっているかどうか。
- ② 開発水の需要がダム建設終了後に確実にあるかどうか。
- ③ 開発水の需要予測が過去の需要実績と比べて過大でないかどうか。
- ④ 代替手段（節水施策、漏水防止対策、地下水の利用等）に代えることができないかどうか。
- ⑤ 農業用水の場合は現時点で対象農家の〇割以上から参加の同意があるかどうか。

(2) 治水について

- ① 計画規模（〇〇〇に1回の洪水）について地域住民の同意が得られているかどうか。
- ② 基本高水流量が過去の洪水流量からみて適正であるかどうか。
- ③ 治水計画に現実性があるかどうか。（実現する見通しもないその他のダム建設を前提にしていないか）
- ④ 河川改修等の代替手段で対応できないかどうか。
- ⑤ 治水計画および治水関連データに不合理性がないかどうか。

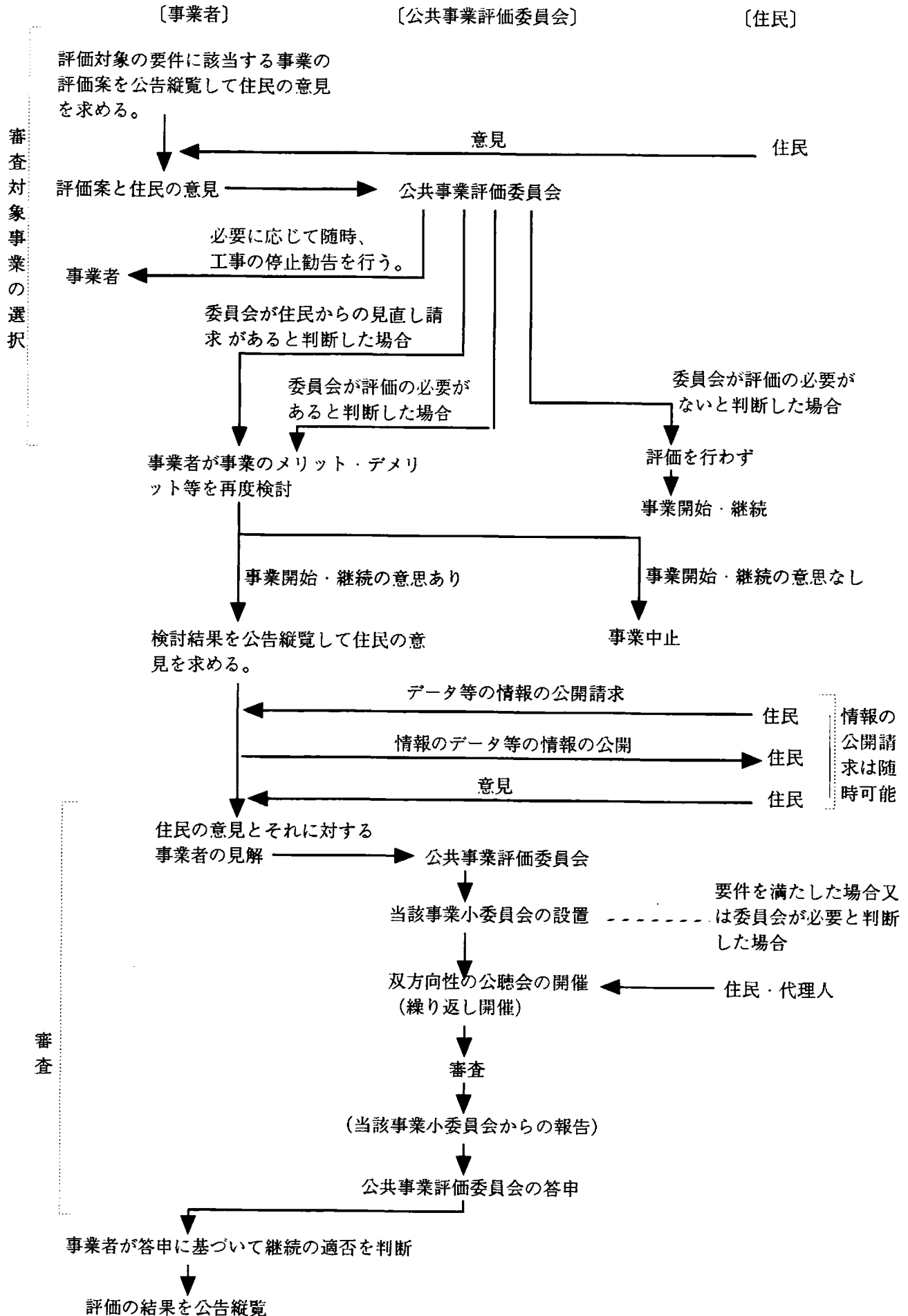
(3) 自然環境について

- ① 希少動植物の生息・生育に影響を与えないかどうか。
- ② 動植物の生息・生育に大きな影響を与えないかどうか。
- ③ 水質の悪化が起きないかどうか。

(4) 生活環境について

- ① 水没地区住民および周辺住民の同意が得られているかどうか。
- ② 地元自治体の同意が得られているかどうか。

1 2. 評価の手順



ダム中止後の生活再建措置

ダム予定地の人々は何十年という間、ダム絡みの生活を強いられてきた。当初はダム反対の姿勢であっても、長い年月の経過で疲れ果て、ダム建設にやむえをえず同意したところが少なくない。それらの人々は代替地等への移転を前提として、将来の生活設計を行っており、現段階でのダム反対運動に対して強い拒絶反応を示すことがある。

ダム反対運動が地元の人々と対立するようでは、その運動の行く末は決して明るいものではない。この状況を打開し、地元の人々とともにダム建設を中止に追い込むためには、ダム建設の中止後も、ダム予定地の生活再建措置を極力継続できるような法制度の枠組みを考え、その整備を図る運動を展開することが必要である。

1. 政府、担当官庁の見解

(1) 質問主意書

政府はダム総点検及び公共事業再評価システムによって、一部のダム事業の中止・休止を決定してきているから、政府においても、ダムを中止した時の生活再建事業の措置を検討しておくなければならないはずである。そこで、この問題に関して政府の考えを知るため、佐藤謙一郎衆議院議員が1999年2月と3月に質問主意書を政府に提出した。

これに対する政府答弁書の内容は、今まで中止又は休止の措置をとったダム事業の中には、（付替道路以外のこと）生活再建事業の継続が問題になるところまで事業が進捗している事例がないので、「現時点では検討していない。」というものであった。

ダム総点検及び再評価では、事業が或る程度進行しているダム事業も見直しの対象になっているにもかかわらず、その検討を全く行っていないという答弁は、政府の無責任さを示すものである。

ただし、今回の答弁書では、唯一の事例として、休止となった宮城県新月ダムの付替道路の建設を、ダム事業から道路事業へ変更して継続した例が示された。この例から類推すると、生活再建事業の多くは、ダム建設が中止になっても、事業替えによって、継続することが可能であると考えられる。ただし、ダム事業であることによる国庫補助等の優遇措置も継続されたのかどうかは不明である。

(2) 中止ダムの地元から出された要望の法制度的な可能性を検討するための省庁ヒアリング

公共事業をチェックする議員の会がこの問題について建設省・国土庁の担当者のヒアリングを行った。このヒアリングに水源連の事務局も同席した。

〔ダム中止後の生活再建措置についての省庁ヒアリング 2000年10月12日〕

建設省河川局開発課 岩田課長補佐、国土庁水資源部水源地域対策課 金澤課長補佐
竹村泰子議員、佐藤謙一郎議員、大淵絹子議員、東秘書

i. 30年間にわたる精神的苦痛・経済的負担に対する補償について

建設省：公共用地の取得に伴う補償基準要綱は、物権に対する補償であることが明記されており、精神的なことに対する補償はない。このようにダムの水没補償にはない、精神的なことへの補償をダム中止後に求めることは困難である。

また、物権に対する補償の継続も、ダム中止後は補償金を払う対象がなくなるから、困難である。

今まで17のダムを中止したが、地元からの話はあまりきていない。

議員他：ダムを中止したからこそ、精神的なことに対する補償が必要なのだ。

国の方針の転換で地元の人達が苦境に陥っているのであるから、精神的な損失への補償は当然必要である。

しかし、担当者に言ってもはじまらないので、国会で質問して政府の意思を示させる必要がある。

建設省：このような問題は省内で議論されたことがないので、担当部局もはっきりしない。ダムだけの問題ではないから、開発課の仕事とは言えない。公共用地の取得の関連ならば、建設経済局の総務課か調整課になるが。

議員他：次回までに省内で議論して、次回は担当部局の責任者と一緒にきてほしい。

ii.生活基盤等の整備事業について

国土庁：水源地域対策特別措置法はダム建設を促進するためものであるから、この制度をダム中止後に使うことはできない。

したがって、この法律による補助率の嵩上げを継続するのは無理である。

また、ダム中止後にユーザーの負担がゼロになるのは当然であって、それをもし負担させれば、ユーザーである下流都市住民が納得しないのであろう。ただし、水特法の指定ダムの中でユーザーの負担がついているのは半分である。

水源地域対策課は、撤退の制度については所管していない。地域振興のことなら、所管は地域振興局かもしれない。

水特法は努力規定であって、水特法の指定になったからといって、優先的に各事業の予算がつくわけではない。また、補助率嵩上げのある9条ダムは少ない。水特法の計画ではつくることになっていても、実際にはつくらない施設もある。

（〔注〕要するに、水特法の計画は絵に書いた餅ということである。）

ダム中止後も事業を継続するならば、事業者（県）が事業の必要性、費用便益を明確にして行えばよい。

議員他：それでは、一般に事業を進めるのと同じである。ダム中止後に生活基盤整備を行うことの必要性を理解していない。

国土庁：過疎地域活性化特別措置法のように、ダム予定地を条件不利性地域として生活基盤整備を進める手もあるが、それには法整備が必要である。

しかし、もっと根本的に、金を出すことよりも、どうしたら地元の人が幸せになるかを考えるべきではないか。このことは、施設をつくるだけの水特法自体の問題でもある。

議員他：ダム中止後のことについてどのような手段があるかを省庁内で議論するようにしてほしい。

2. 中止ダムの水没予定地の動き

中止ダムの中で水没予定地の人家が多く、中止後の生活再建措置が問題になる事例が出てきている。水源連が知る範囲で2000年 8月時点で該当する事例は次の3カ所であるが、その後の与党の中止勧告によって該当する事例が増えてくるものと予想される（例えば、大分県の猪牟田ダム（直轄））。

- i. 茨城県の緒川ダム（美和村、緒川村）（補助ダム）
- ii. 大分県の矢田ダム（大野町）（直轄ダム）
- iii. 鳥取県の中部ダム（三朝町）（補助ダム）

それぞれの地元から生活再建の要望が出されてきている。美和村が茨城県に、大野町が大分県にそれぞれ出した要望書は別記2、3のとおりである。

上記の中でこの問題に熱心に取り組んでいるのは鳥取県である。

鳥取県は県庁内に旧中部ダム予定地域振興課（専任5名、兼任5名）を設置した。そこが事務局となる旧中部ダム予定地域振興協議会が地元の再生案づくりを進めることになっている。現在、地域振興課の職員が地元の要望を聴取している。

鳥取県の取り組みは、この問題についての重要な事例になるはずであり、その動きを注視していきたい。

同時に、水源連としても、地元の要望の各事項について①現行法の運用でどこまで可能か、②現行法で対応困難な事項についてはどのような立法が必要かを検討していくことにしたい。それは、中止ダムの地元に対して大きな支援になるはずであり、そこから生活再建措置問題の答を得ることができる。

3. これから行うべきこと

① 建設省、国土庁等がこの問題を真剣に検討するようにしていく。

ア. 国会で議員が質問し、この問題についての大臣答弁を引き出す。

イ. 1・の省庁ヒアリングを続けて、この問題の重要性を担当者に認識させていく。

② 中止ダムの地元の動きを把握する。特に、生活再建に熱心に取り組んでいる鳥取県が重要である。

③ 中止ダムの地元で進めるべき生活再建措置の内容とその実現の方策を検討する。単に施設を整備することではなく、どうすれば、本当の生活再建ができるかを考え、その上でそれを実現する法制度的な方策を検討していく。必要な生活再建措置は次の3点に整理される。

ア. 地元住民が受けた精神的経済的損失に対する補償（慰謝料のようなもの）

イ. 生活再建を進めるための支援措置（資金貸付、地場産業の育成、職業訓練等）

ウ. 生活基盤の整備事業（道路等）

（ただし、水特法の計画は地元幻想を抱かせるための手段であり、それを踏襲すべきではない。）

よみがえろ！黒部川・富山湾 活動報告

黒部川ウォッチング・富山ネットワーク
金谷 敏行

黒部川を始め富山県を愛する市民が集まり「黒部川ウォッチング・富山ネットワーク」が結成されて、今年で5年目に入った。この間、黒部川の問題はもとより、富山県全体の水源開発や水問題・建設省直轄の利賀ダム建設問題などに取り組んできた。今年は黒部川に集中して活動してきたが、この1年の活動の中でイタイイタイ病以来、富山県最大の環境（公害）問題として黒部川の排砂問題は広がりを見せている。この機会に私たちの活動の紹介を含めて、黒部川の問題の現在と今後の課題について報告したい。

◎黒部川のダム、排砂問題

- ◆黒部川水系には、排砂ゲートをもつ2つのダムが建設されている。上流にあるダムは関西電力の発電用の出し平ダム。下流には、2000年3月運用予定の建設省直轄の宇奈月ダムがある。全国で初めて排砂ゲートが設置された2つのダムが、今後世界で初めての連携排砂を予定している。ダムの致命的な欠陥は水ばかりか土砂まで溜めてしまうことだが、排砂問題「解決」の手段として進められている黒部川の実験は、今後の日本のダム行政の帰趨を決める意味をもつだろう。
- ◆出し平ダム排砂によって、93年に多くの漁業被害を生み県漁連や内水面漁協は抗議を行った。そして、今年になって最も被害がひどい沿岸の海底で漁を行う刺し網漁の漁民が連携排砂反対に立ち上がった。黒部川の問題は、山から生まれた土砂がヘドロとなり海に堆積して漁業被害を生み、漁民がダムのあり方を問う闘いとなっている。
- ◆黒部川は「くろよんダム」に代表されるように、かつて日本の高度経済成長を支えた輝かしいダム建設を代表するものであった。現在関西電力だけで黒部水系に9つの水力発電をもち最大88万kwの電力を発電し関西方面に送り続けている。しかし、地元に住む私たちにとってはダム開発によって失われたものはあまりにも大きい。黒部川の清流（去年の全国清流ランキングの調査では、かつて日本一の清流と言われた黒部川が33位まで下がった）と豊富な水量、黒部峡谷の景観、川や海の魚たち。そして、沿岸の砂浜…。ダム建設を問うことは、関電の川ともいえる黒部川を私たち住民の下に取り戻すことである。

◎私たちの活動

- ◆この間、4団体（当会の他、入善・朝日指し網部会、海を守る会、富山湾・黒部川を考える会）で取り組みを進めてきた。相手は強大な建設省であり、関電である。今後も、漁民の方々を支え幅広く共闘できる取り組みを進めたい。また、刺し網部会の漁民が中心となり、建設省黒部工事事務所、関西電力を始め、建設省本所、国会議員の方への要請行動なども行ってきた。地元では、民主党・共産党の国会議員に参加していただき300人を集めたシンポジウムも開催した。また、漁民の人々の動きに押されて、地元を代表する2つのテレビ局ではそれぞれ1時間ほどの特集番組を放映した。

- ◆私たちの会は、ダム問題について県・市町の超党派・市民派の議員の方とネットワークを作っている。議会での質問や、議員団の現地視察なども実施された。また、行政への情報収集などでは議員の方に同行・協力していただいている。
- ◆関西電力の協力の下、4団体で出し平ダム湖底での底質の調査を行った。この結果が、金沢大学田崎先生の研究発表（日本地質学会で出し平ダムの土砂と海底でのヘドロとの因果関係を立証した）の成果となった。費用は市民のカンパによって捻出した。
- ◆1月に黒部川の見学会（今回で5回目）。続いて6月には「2000年とやま・川の学校」を主催。30人余りの参加があった。イベントを通して、黒部川の見学や富山湾のヘドロ採取を行い、黒部川の変化と富山湾の汚染の深刻さを一般の市民にもアピールした。
- ◆11月にインターネットを立ち上げた。また、4団体で共同してチラシ1万枚を作成した。今後、広く私たちの主張をアピールして行くつもりだ。
- ◆黒部川の連携排砂を実施する「黒部川土砂管理協議会」（事務局は建設省黒部工事事務所と関電）などの働きかけによって、今年は出し平ダムからの排砂そのものを中止にさせることができた。排砂予定時期の6～8月に降雨がなかったのが直接の原因だが、去年実施した排砂期間の延長は4団体の活動によって県漁連や内水面漁協なども反対しできなくなった。

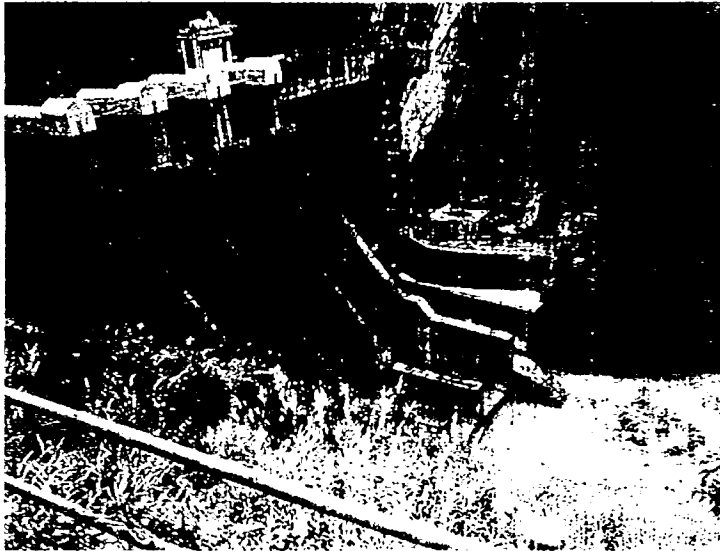
◎今後の課題

- ◆黒部川の問題について4団体で、①宇奈月ダムは洪水時以外は自然流下にして排砂ゲートを通常は開放させる。②出し平ダムについては現在たまっているヘドロを下流に流さないことを前提にして運用を行う、③黒部川排砂問題解決のために、被害漁民、地域住民、環境NGOなどの参加を含めた運用の再検討の場を設定させる。ことを求めている。このことの実現のためにより活動の目標としたい。
- ◆現在、推進側の「黒部川土砂管理協議会」などの間で焦点になっているのは、ダムによってためられた土砂がどのようなメカニズムで変質し、海の自然環境や魚介類への影響を与えているかである。こうした点について、専門家の協力を得ながら問題の解明を進めて行きたい。
- ◆排砂によって立ち上がった差し網部会の漁民の方々は、今後は漁業被害として関西電力へ損害賠償請求を求める裁判へ進むだろう。今後も、こうした動きを支えていきたい。
- ◆黒部川は日本を代表する河川であり、全国の釣り人・沢登り・登山家などのあこがれの川である。今、黒部川がどうなっているか全国の人々に発信し、全国の人々の支援を得たい。

黒部川の問題は、被害の当事者である漁民（刺し網部会）の人々が生活を賭けて立ち上がり、そのことを地元のマスコミが報道したことで大きく広がった1年だった。これから、黒部川の排砂問題はさらに広がる、いや全国運動として広げなければならないと考えている。宇奈月ダム事業審議委員会に対する取り組みでは、ダム建設の中止に至らなかったが私たちは大きな力を得て再度、ダム問題に取り組んでいる。

説明不足で反対再燃

出し平・宇奈月ダム 連携排砂迫る



昨年9月に出し平ダムで行われた排砂

黒部川の建設省・宇奈月、関西電力・出し平両ダムによる国内初の連携排砂が来月未までの出洪水時に実施される。出し平ダムによる過去八回の排砂で海が汚れ、漁業被害が出ていると主張する一部漁民や自然保護団体は、ダム運用の差し止め訴訟も辞さぬ構えだ。一方、専門家や構成する黒部川ダム排砂評価委員会は「計画を変更するほどの海底調査データはない」と指摘。双方の主張が食い違っており、連携排砂が迫っている。

(木村達矢、金巻有美)

「漁獲が半減した」

反対の輪 広がる

昨年十一月、入善町内三漁協の刺し網漁業者で作る入善刺し網部会(佐藤宗雄代表)が集会を開き、一九九一年の初の排砂以前に比べ、漁獲量が半分から三分の一に減少したとして連携排砂の中止を訴えた。佐藤代表は「これまで県漁連(県漁業協同組合連合会)に訴えてきたが、状況は好転せず、立ち上がるし

かなかった」と力を込める。「海を守る会」(脇山正美会長)、「黒部川・富山湾を考える会」(阿原稔代表)、「黒部川ウオッチング・富山ネットワーク」(桂木健次代表)の三市民団体も支援に回り、排砂反対の署名を一か月半で約五千七百人を集めた。建設省と関電は、当初六月

だが、漁業関係者らは、入善沖の海底から採取したヘドロと、刺し網漁の漁獲高が減少しているデータを示して反発。「魚など生物に対する影響調査は極めて不十分」と主張している。環境影響調査の結果では、初の出し平ダム排砂で、六年間たためられ変質した土砂が流された時以外は、目立った影響は見られない。だが、生物への影響も含め、多角的で継続的な調査・分析が必要だとする評価委員もいる。

不透明な 漁業補償

関電から県漁連へ支払われた漁業補償金の不透明さ、排砂問題を複雑にしている。

冒頭の入善刺し網部会の集会では、九六年九月、関電から県漁連へ、漁業補償などとして計二十九億八千万円が支払われたとの契約内容が公表された。うち九億八千万円は関係漁業者や漁協などに配分、八億円は昨年、黒部市と入善、朝日両町へ寄付され、税金や漁業振興助成金などを引いた約七億三千万円が県漁連の特別会計に残っている。だが、関電、県漁連とも中

口閉ざす関係者

身について口を固く閉ざす。このため、入善、朝日両町の刺し網漁業者二十一人は五

他に選択肢なく

柔軟な ダム行政を

米国では九四年五月、内務省開拓局のダニエル・ヒアード総裁(当時)が「ダム建設の時代は終わった」と宣言し、ダムの効果を見直す方向に政策を大転換した。国内でも財政難などを理由にダム建設計画を中止・休止する動きも出て

だが、「出し平ダムの水力発電と宇奈月ダムの洪水調節がそれぞれ必要ないというコンセンサスを得ない限り、排砂をやめることは無理」と、評価委の委員も務める新潟大工学部の大熊孝教授(河川工学)は言う。出し平ダムの排砂ゲートを開放したままにすれば、発電は出来ない。排砂を行わず砂防ダム化すれば、水面が上がり、「トロッコ電車」として親しまれ

ワイド・リポート

排砂反対の署名提出

出し平、4団体が570人分
手察月ダム

入善・朝日刺し網部会佐藤宗雄代表と、同部会を支援する「海を守る会」(脇山正美会長)、「黒部川・富山海を考ふる会」(阿原稔代表)、「黒部川ウォッチング・富山ネットワーク」(桂木健次代表)の四市民団体は三日、建設省黒部工務事務所(鎌田昭章所長)に対し、関西電力・出し平ダムと建設省・宇奈月ダムの連携排砂に反対す

西電力・出し平ダムと建設省・宇奈月ダムの連携排砂などについて知ってもらおうと、建設省黒部工務事務所はきょう四日から、黒部市三日市の市国際文化センター「ミラレロビー」に入善町入膳の町民会館ロビーで、「絵で見る黒部川の総合土砂管理パネル展」を開催する。

同事務所では、先月二十九日に予定されていた黒部川土砂管理協議会を、一般の人々への説明不足を理由に中止しており、今回のパネル展は「黒部川の土砂管理について幅広く知ってもらう」として、建設省黒部工務事務所と、黒部市では四、六日、入善町では四、五日の二日間ずつ開催する。入場無料。

関電と漁民が合同調査

出し平ダム

排砂と漁獲量の因果関係で

湖底の泥4地点で採取



採取した泥を交換する漁民側と関電側

黒部川の関西電力・出し平ダムによる排砂と漁獲量と、関西電力・入善・朝日刺し網部会(佐藤宗雄代表)など四団体は十九日、同ダム湖底の泥を採取する合同調査を行った。調査には県の職員も立ち会った。

今回の合同調査は、関電が行っている調査の項目や方法、結果について、団体側が「十分でない」などと申し入れた結果実現した。このため、今回は、出し平ダム湖底の同地点で双方が泥を採取、分析結果を相互

にチェックして何が問題なのか理解を深め合う。この日の調査では、関電と団体側がそれぞれダムから約百枚、二百枚、三百枚、八百五十枚の四地点で泥を採取。関電は、約六百五十枚の地点でも採取した。

採取後、団体側と関電は互いに採取した泥を交換し、それぞれ別の調査機関に分析を依頼した。調査機関では化学的酸素要求量、アンモニア態窒素、硫化物などを分析する。同部会などではきょう二

十日、黒部川河口付近の海底の泥も採取する。佐藤代表は「一九九一年の第二回排砂時のような異臭を放つ汚泥は見受けられなかったが、ヘドロ状のものは見受けられた。それが海ではどう変質するのかわかりません」と話している。関電は「合同調査と、結果を相互にチェックすることで、漁業関係者との信頼関係を築きたい」としている。

清津川ダム問題 その後の御報告

新潟、清津川ダムを考える会 三橋允子

①監視委員会

当会昨年の金沢全国集会と時を同じくして開催された平成12年度第2回委員会で、9月第1回審議で資料不足で継続審議となった清津川ダム事業の再評価が審議されました。北陸地建の原案「実施計画調査を継続する」は妥当、付帯意見として次の条件がつけられました。

- ・信濃川水系の治水、利水、環境面の課題を含め、ダム計画案を1年以内に検討するという事務局の説明は妥当である
- ・代替案を含めた検討を別途「専門委員会」を設置して行い1年以内にとりまとめ、監視委員会に報告すること
- ・新規利水の需要が減少したこと等から現行のダム規模案の見直しについて検討すること
- ・良好な自然環境条件を配慮し現行のダムサイト案の見直しについて検討すること

今回の審議前に地建と県は委員にもNGOにも「ダムが必要かどうかを判断するのではなく調査事業の継続の可否を審議する委員会である」と強調して居りました。新たな水需要として西蒲原の農業用水総量1500万トンが加わりました。私の居住する地域ですが、当地の農民には、ダムの必要性がまったく実感として認識されて居らず、負担金を支払う農家は恐らく皆無と思われます。渇水した年は、西川（大河津分水より分流、新潟市で信濃川へ合流する）の水を年間10～15日位反復利用する為に水質が悪化、米の食味が落ちるのでおいしい米を作るためにダムの水が必要との「作文」です。

②県議会

12月県議会に於いて、社民党長部、共産党五十嵐両県議より清津川ダムに関して反対の立場から質問が出されましたが、平山知事、県担当者からは一貫してダムは必要、との回答がありました。

③湯沢町12月町議会

金沢の全国集会にも出席された佐藤守正議員が、ダム反対の立場から格調高い素晴らしい質問で町長を圧倒し、全文をご紹介出来ないのが残念ですが、1月23日の新潟日報投書欄に掲載された佐藤さんの投書をご紹介します。

④ダム直下中里村12月議会

特に革新系ではない2名の議員から反対の質問。名勝清津峡の所在地として環境破壊を危惧、村長もはじめて村をあげてダム反対の姿勢を打ち出し、画期的な議会となりました。隣接津南町、川西町もダム反対を表明するに至りました。中里村の議員と村の対策協議会の方々の学習会が1月23日大熊孝新大教授を迎えて開かれました。教授は基本的にはダム反対、生態系を破壊し物質の循環を遮断してしまう。あと11ヶものダム群を作ることを前提とした信濃川水系の治水計画は実現不可能である、代替案としては洪水時越流しても破堤しないように、又流木砂利、石などが流れ出さないように河畔林を造成すること、水害の予想される地域の住民は高床式の住宅にして自衛する等の方法で堤防の高水時120センチの余裕を考えれば清津川ダムによる最大30センチの低減効果はあるとしてもダムに頼らない治水計画が可能である。もしどうしても作るのであればダムの堆砂を防ぐ為に土砂バイパスを設置する方法がある、とのお話がありました。議員10名位の方々から非常に熱心な質問があり村をあげての反対の雰囲気ヒシヒシと伝わる学習会でした。水利権の期限は法律的に根拠のあるものではなく、慣習だとのお話しで、これは各地で実状に合わなくなった取水量の更新前の契約変更を求める運動にとって嬉しいお話しだと思いました。

⑤県による問題のすり替え

清津川ダムを考える会として中里村の12月議会の状況に対する知事の意見を求めたところ、昨年の監視委員会が調査事業の継続を妥当と判断したことはダム事業の必要性を認めたということである。ダム実現に理解を頂くよう努力して行きたい。との回答がありました。経験豊かなマスコミその他の方々は最初からそのように解釈された方も多いように思いますが、としはとっても幼稚な私などは文字通りに受けとって居りましたので、調査事業継続認定＝ダム事業認可の構図は詐欺以外の何ものでもないと思怒り心頭です。抗議したいと思います。

⑥十日町信濃川渇水問題と清津川ダム

大河、信濃川は長野県最下流域で東電によって取水され、中里村の発電所迄地下導水されて居ります。発電して本流に戻った途端に今度はJR山手線のラッシュ時の電力を生み出す為の宮中ダムにより維持水量7トン/秒を残して取水され小千谷発電所迄地下導水でバイパスされてしまいます。その為十日町市を流れる信濃川は夏から秋にかけて歩いて渉れる信濃川が出現します。市の水道水源となっている地下水位迄低下し、改善の為、清津川ダムからの放流で水量維持を期待してダムを推進して居ります。たとえダムが実現したとしても完成以前に水利権の更新(平成27年)を迎えることを考えれば今一度原点に立ちかえってターゲットをJRにしぼって運動をして行くように私共も協力して行きたいと考えて居ります。

⑦水力発電では湯沢町の水没予定地三俣地区でも清津川の水の大部分が東電によって取水され、支流魚野川へ落とされ十日町の渇水に一役買っています。

⑧柏崎原発だけでなく都会の電気を生みだすことが新たな環境破壊に口実を与えています。

⑨今回この文の他に十日町市議樋口利明さんにも寄稿を御願いし、全国の皆さんにより詳しく実情を理解いただければと考えました。そちらも是非お読み下さい。また、現地を直接見ていただく機会もできればと考えています。まだ進捗率2%の清津川ダムです。阻止実現に全国の皆様の一層の御支援御協力を御願いしたいと存じます。

00.12.14
日刊) 新 潟 日 報

清津川ダム撤回を

県内の団体ら「動植物に悪影響」
環境庁に要請

南魚沼湯沢町で計画中の清津川ダム事業に反対する県内の市民団体、野党国会議員でつくる「公共事業チェック議員の会」などが十三日、環境庁を訪れ、イヌワシなど貴重な動植物が残るダム計画地の景観、環境の保護のため、建設省に対し計画撤回を申し入れるよう要請した。清津川ダムは、与党三党の中止勧告を受け、だが継続事業となることが決まった。

要請したのは本県の「清津川ダムを考える会」の三橋允子代表、議員の会の中村敦夫会長ら約十人。一行は東京・霞が関の環境庁で、岡田康彦事務次官に要望書を手渡し、「予定地は上信越高原国立公園内であり、イヌワシ、クマタカなど野生動植物の生息環境を保護すること」「環境庁が独自にダム周辺の環境調査を行うべきだ」などことを要請。「事業者が調査するために道路などを造ること自体が猛きん類に悪影響を与える」として、実施計画調査も規制するよう訴えた。

岡田次官は「国立公園内の事業でもあり、環境庁として計画に物言いはしていく。だが今は事業そのものがフワフワしていて全体像が分からない」と答えた。

00.12.16

「清津川ダム

一年で結論」

扇建設・運輸相が来県
扇千景建設相・運輸相が十五日、新潟市の運輸省新潟運輸局と建設省北陸地方建設局を視察した。その後記者会見した扇建設相は事業の継続が決まった清津川ダムについて、北陸地建の事業評価監視委員会の結論を踏まえて、「水需要が減っており、規模を見直すこともあり得る。専門委員会を早期に立ち上げて一年以内で結論を出してもらい、判断する」との考えを示した。

また、離島の空港は災害時の安全確保の面からも整備する必要がありとして佐渡空港の拡張に前向きな姿勢を示した。

「清津川ダム」直下流の信濃川の、

過去・現在・近未来

樋口利明

(十日町市議)

1. 信濃川の過去・現在・未来の「大きな出来事・節目」

大正8年原敬内閣において閣議決定された国策「信濃川水力開発事業」は、国策たる大事業の紆余曲折を経て、昭和19年第一期の供用開始を迎え、以来、段階的に供用拡大を繰り返し、今日に至っている。

当初の日本国有鉄道による毎秒167トンの豊水水利権時には、中里村宮中における本流への放流量は毎秒2.18トンであった。昭和54年頃、新たに毎秒150トンの豊水水利権の話が浮上し、関係自治体との協議の結果、十日町市においては昭和59年夏、覚書及び協定書という形で、本流への放流量を毎秒7トンに「改善」すること「等」を条件に、合計毎秒317トンの豊水水利権が同意された。

建設省が日本国有鉄道に与えた許可水利権の年は、昭和61年(1986年)。発電用水利権は30年毎の更新を基本としており、実に平成27年(2015年)3月31日までその権利を有している。

一方、国では平成9年新河川法を制定。(環境を中心テーマに加え、住民意見尊重を明記した)信濃川及びダムもまた、大きな時代的「価値観転換期」にさしかかっており、まさにいま、私たち一人ひとりの、公私にわたる、個人の「意識と行動」が問われ、そして求められているのである。

2. 信濃川維持流量確保運動の概要

昭和57年 広域住民有志により 「信濃川をよみがえらせる会」設立

(この後、広域的な市民運動を展開しつづけている)

平成 7年 「信濃川水系水環境管理計画」を建設省と新潟県と長野県で

作成。発電等による減水区間において、より良い水環境を創造

するため目標水量を設定(岩沢地点で毎秒33トン)

平成 8年 地元官民あがて、以後、国とJR東日本へ要望行動を繰り返す

第1回信濃川シンポジウム

平成 9年 十日町市議会が内閣総理大臣ほかに要望書提出

JR東日本が定款変更により売電事業参入を決定

第2回信濃川シンポジウム

信濃川をよみがえらせる会がJR東日本へ公開質問状提出

(催促にも関わらずJRは誠意ある文書回答を拒否し続ける。)

平成10年 第3回信濃川シンポジウム

中魚沼4市町村で「信濃川に水を取り戻す署名」運動実施

3ヶ月で45,354人の署名を集める! これを受け11月には

「信濃川に水を取り戻す中魚沼・十日町市決起大会」開催

12月にはJR、建設省、東京電力に署名を持参し、要望、要求行動を実施する。

平成11年 信濃川中流域水環境改善検討協議会設立

信濃川水無しサミット開催

平成12年 信濃川中流域水環境改善検討協議会継続開催

※合計4回の協議会が開かれ、各種調査の結果、減水が様々な生態系に悪影響を及ぼしていることが明確になってきている。

※ここで最大の問題は、この協議会にJR東日本と東京電力が国や自治体の再三の要請にもかかわらず参加していないことである。!!!

地元が超党派かつ広域的に、これだけ真摯に要望し行動しても、いまだ、河川管理者と開発者は、問題の抜本的解決に動こうとしないのである。

3. 現状認識と目標設定

いま、信濃川は瀕死である。夏は本流の水温は30℃にも及び、一人でも歩いて渡れる状態となる。河道の中心においても河床の石はヌルヌルしており、水質の浄化は望めない。すべて水量の決定的な不足に起因している。

命の水」を届けてくれる「母なる大河」信濃川は、消えうせて久しい。この現場に足を運び、現状を調査、学習、議論すればするほど、誠に厳しい認識を持たざるを得ず、この対応策を関係者において共に協働したいと念願するものである。

すでに締結して15年以上にもなる覚書及び協定書には、「（地元と開発者）お互いに疑義が生じた場合は双方誠意をもって協議し、その解決にあたる」旨が明記されている。

「真摯」協定・「社会的」契約を締結後、信濃川は益々瀕死の状態を深刻化させている。このままでは、この現状の延長線上には、信濃川の未来はなく、地域の未来もない。にもかかわらず、上記のように、電力開発者が協議のテーブルにすらついていない。この現実、きわめて遺憾であり大きな怒りと失望である。このうえは、抜本的な改善目標を次期水利権更新期の平成27年に設定し、これに向かって、今から段階的改善方策をJR東日本及び東京電力に求めるため、今年から毅然とした行動を開始する。

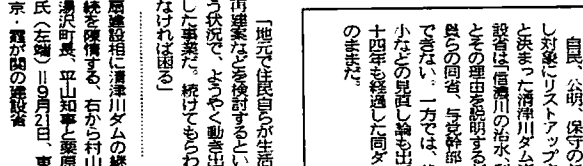
地元の当たり前の主張を公表し、当事者同士の対等な協議・交渉を行ない、水源供給地域と消費地域の双方の人々にも地球環境にとっても、現状から納得がいく方策、共有できる方法の段階的実行を求める。

この土地に生を受け、全うしたいと思い、老若男女と暮らし続けたいと願う、一住民として、一地球市民、一市民運動家、一政治家として、この場にて清津川ダム建設反対の明確な意志を表明し、ダム自体の功罪に関する本質議論を深め、広く学習・連携を繰り返しながら、各界の情報公開を求めるとともに、市民の立場からの情報発信を繰り返してまいりたい。

2001.1.26. 記

清津川ダム とうなる「事業継続」

北陸地建、県も縮小に理解



九月下旬、東京・永田町の自民党本部。

会長の大井清香氏に河津川
 ダム事業の継続を切々と訴
 えた。

清津川ダム 計画では高さ千五メートルの住民によるダム反対運動が反動、同省、県との協力は断絶してしまっている。77年に東原が来航したが、前記要約の通り、2000年年度に予定されているダム建設が、ダムが雄々つれていて、2000年度に予定されているダム建設は4億円、建設費が開始したが、水没

第三增刊 便物誌

氏は何度が継続を直談判していた。

建設費は、与虎に
糞を飼ふか如く続けた。環
境の影響や財政ひし迫ら
ずと主張する世論の激しい
目が注がれる中、清津川タ
ムは中止になれば、勸告
された百十三事業の中
核委員会組織が「要三」
とされ、事実存続に向けた
下地ができてゐた。

「そもそもの地主民を導
け入れぬ気になつては持
政、経営の真骨子である
ければならぬ」と地元誌

「でも、勢が大いさい」(岡
省幹部)との危機感があつ
たためだ。

平山知事が二月十八日
に歴代知事として初めてタ
ム計画地を視察、住民と話
し合う機会をつくった。

設備もみんなが動いた成果
だ」と栗原氏、地元皇仲
と国会議員、岡省の三位
体の総合的「政治力」の結
果であることを強調する。

■必要性

「ほらまき」批判がわ
そと、公共事業費に
打出していた農井文
書評は、「当初は継続
に難手をしていた（兼
原氏）が、地元や同省の整
に際する形で継続に傾
いてく。」

亀井氏らが継続方針を内
々に決めた周囲に伝えたの
たという。

堅野氏は「有力な議員とい
だが、建設省河川局の
異調より端緒に突出しし
政治力がある議員がい
るかねえ」と政治力が
よる決定を疑い、「一事
の必要性が決めた手だ
た」という。

田中氏も、他元から賛成したわけではない。継続は日本に於て必要ならぬ」と利己と認められたら、「この利益誘導とは無関係と主張する。

興企調査部の池田直樹部長は、「継続の目標は、住民自身が生活再計画を立てていて、現地事情がある。政治的なやり押しではなぬ。事業の必要性は社会環境などをも勘案した上であらう」と冷静にみる。

■代替案

中止勧告された建設局の管の旨「事業のうち、継続となつたのは七事業、それらのほとんどは、本年度に環境影響評価の法廷に入っている」「事業認可に同じく、自治体の手続きを本年度中までに済ませたい。状況が明示されている。が、が、酒田川ダムは「本年度環境調査を継続し、早急に検討したい」とあいまひたい。

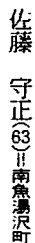
表記にとどまっている。同河川局局長は「完全な機械とはえない」といふので、去年度は調査の手算をきつちやり、機械算にも備蓄川の治水、利水の厳格性はうたへてゐるが、ダム自体の必性を示しているわけではなかつた。北陸道の事業詳細報告書は、代案案を含めた詳細な調査結果を報告し、これを請負会社を設けて行ひ、一年以内にこゝろまゐるべきことを申し、請負は年明にも設置され、計画の通り進められる。

北陸道連の中平善伸、河川計画課長は、規模の縮小、位置の見直しなどはせざるを得ないとしながらも、「利水面では西濃橋などの上水道不足を補ふだけの代案案はない。治水は川川の拡大など、河川改修でもできるが、蓄引効果はダムの方がいい」とダムの有利性を指摘する。

限も「現在の計画では地元担当も膨大なので、事業費が安くならぬ」と見詰めてゐるが、この「田田部」で縮小は神諭を示してゐる。

想は固めてくる阿ダム対策調査会は、生田組・地蔵瀬調査会、多桑氏、来年三月末までに調査、見せしめてゐる。だが、代案案を含めた正式な結論は事實上、先送りされておゝ、今後の専門家の調査次第では、蓄引計画の行方、も石立られだ。

わが湯沢町に建設が予 平成十年の調査ではわす



会社役員

佐藤 守正(63) 川南魚溝沢町
(会社役員)

地に住む人たちが組織するダム対策協議会は、ダムに反対し長い間実地調査を受け入れずにきた。しかし三十余年の長き

町長は清津川ダム返上を

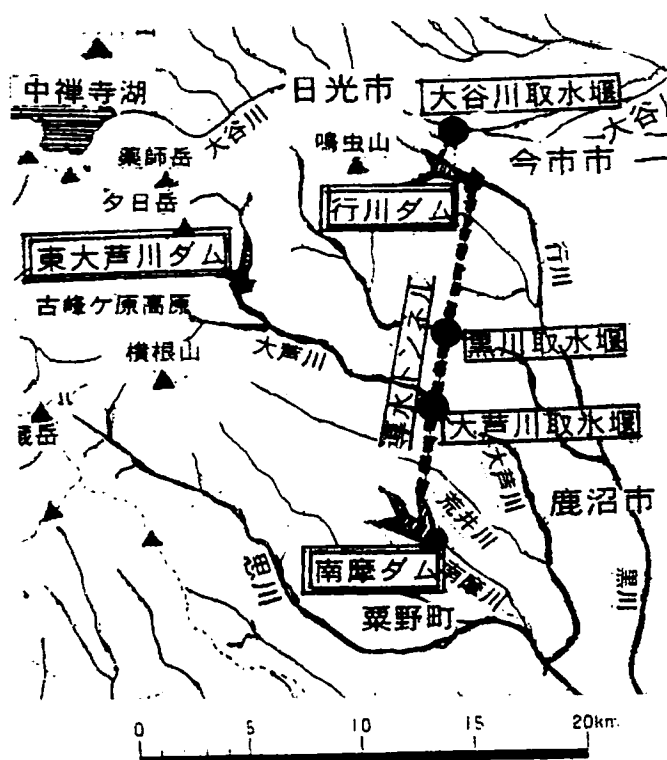
されてはいる。国土交通省から、これまで城つては十分可能なのである。は信濃川上流から出るグコースは自然に融れたにわたる。国土交通省ともい
糖の清津川ダム（工費た。その中には農業利水、感の信濃川の治水対策と位置付けて初めて治水。しはダムが観光資源になることを期待している。方向で決着をつつけようと
千五百億円）、湖沼良の新たな要領が含まれていないのをそれと増えるはず、というのが依
する予定と聞く。しか
環境破壊、膨大な予算、然としてタムは必要と
無駄遣いとして批判の
この事業は、な甘受する論拠になつていたの
入れるのかについてのだが、北陸地方整備局の最新資料によつても農
用水をせままに強行し、要用水の新規需要は何ら
それは農民、そして全納税者に対する背信、説明で善すに
説明で善すに
は十分可能なのである。は信濃川上流から出るグコースは自然に融れたにわたる。国土交通省ともい
糖の清津川ダム（工費た。その中には農業利水、感の信濃川の治水対策と位置付けて初めて治水。しはダムが観光資源になることを期待している。方向で決着をつつけようと
する予定と聞く。しか
環境破壊、膨大な予算、然としてタムは必要と
無駄遣いとして批判の
この事業は、な甘受する論拠になつていたの
入れるのかについてのだが、北陸地方整備局の最新資料によつても農
用水をせままに強行し、要用水の新規需要は何ら
それは農民、そして全納税者に対する背信、説明で善すに
説明で善すに

言はざるを得ない。將來の人口減、節水技術の進歩、水利権の規制緩和などダムによらずとも水不足を避けること二%しかすぎない。国生物の宝庫である。その自戸あまりの水没予定しといふものである。

思川開発一混沌の中の見直し

現況報告

思川開発事業を考える流域の会
事務局 伊藤武晴



思川開発事業 流域図

貯水する水のほとんどを外の河川に依存するという特殊な構造を持つ思川開発事業は、水没住民のダム建設容認をとり付けながら、大谷川からダム貯水量の約60%を取水される今市市の反対に直面して膠着状態が続き、水没地域の補償調査作業以外は全く進展しないまま、「見直し変更」以来6年（当初計画から36年）が経過していた。

2000年3月、今市市の「思川開発事業大谷川取水対策委員会」は、4年間に及ぶ調査の結果、反対を強く滲ませる「思川開発事業大谷川取水に対する調査報告書」を発表した。これで3月中に予定されていた市長の態度表明の環境が整えられたかに見えた、しかし、調査報告書の発表直前にその

延期（阻止？）を目論んだ？建設省・水公団から打ち出された（今市市への水特法並の適用）の波紋が広がり、市長の意志決定が先送りされてしまった。

平成13年度の予算編成期をむかえ、現場からの事業費請求期限を1ヵ月後にひかえた7月7日、建設省・水公団は「思川開発事業の今後の進め方について」の文書を発表。大谷川取水問題を一時棚上げにする、もし大谷川からの取水がなくも、事業としては成立する見通しもあるとして、南摩ダムの事業を先行すると、一方的に宣言した。

我々が、抗議の意味を込めた建設大臣宛の公開質問書の文案の作成を進めていた最中の7月26日、今市市長が大谷川からの取水を拒否する最終結論を発表、同時に南摩ダム建設を容認する規模縮小案を打ち出したため、反対運動との間にすくなくならぬしこりと建設省と連携しているのではとの疑念を生んだ、そんな空気を察してか、今市市長の立場としては、よその市（鹿沼市）のことには立ち入れなかったと弁明したが規模縮小案はすでに一人歩きを始めていた。

7月30日今市市長は、年内に予定されていた知事選挙に立候補を表明した、かねてから現職知事の県政運営や多選弊害の批判を繰り返していたこと、思川開発をめぐる県との関係が極めて陰悪になっていたことなどから予想できないことではなかったが、それにしても誰もが思った、ともあれ、我々は思川開発問題をアピールする絶好の機会であると受け止め。建設大臣宛の、南摩ダム先行に対する抗議の質問書の

提出を済ませた8月15日今市市長と会談、先に市長が提案した「大谷川取水中止による規模縮小案」は、今市市長の立場としては理解するが、県知事としては認められないという我々の考えを伝え、これまでの提案を撤回して「東大芦川ダム」・「南摩ダム」の全面見直しを選挙公約に掲げるよう強く要望した。その結果、東大芦川ダムを含む思川開発事業の全面見直しは知事選の最大争点の一つになった。

任期満了による栃木県知選挙は、11月19日投票がおこなわれ、万全の態勢を整えて5選を目指す現職に対し、政党や団体の推薦を一切断り、各地に誕生した勝手連に支えられ、県民党を名乗って徹底した草の根選挙を展開した前今市市長の福田候補が875票の僅差で勝利し、期待の新知事が誕生した。

知事選1週間後の11月26日「思川開発事業を考える流域の会」発足3周年記念行事「ダムは必要か?! 市民集会」展示・講演会（講師：中村敦夫氏）を鹿沼市で開催した。集会には知事選勝利の余波もあって用意した資料が不足するほど多数の人達が参加した。当選はやほやの福田新知事も来賓としてかけつけ・挨拶のなかで、先の思川開発事業規模縮小提案は失政だったとちょっぴり反省の弁を述べた後、縁のダムにも触れ思川開発事業の見直しを進めることを改めて強調した。また、来賓挨拶に立った小林守衆議院議員（鹿沼市）は、ダムが中止された場合の水没住民などへの補償問題にふれ、法的整備を進めたいと述べ会場内にはダム中止への期待が大きく広がった。

12月11日の初登庁した福田新知事は、翌12日には県庁内知事室で東大芦川ダム白紙撤回を求める地元住民の要望書を受け取り面談して公約実践への意欲を示し、14日からの議会（オール野党）を及第点（おおかたの見方）で乗り切り、見直しに向けて本格的に動き出した。

明けて、1月9日県は二つの検討会の設置を発表した。一つは・外部識者と地元住民を委員とする「東大芦川ダム建設事業検討会」と、二つは、庁内関係部課長らで組織する「思川開発事業等検討委員会」（委員長・斎藤副知事）で、知事は、両検討会の議論を踏まえ、三月末までの年度内に方針を固め、13年度予算と次期総合計画に盛り込む必要に迫られている。また、知事は11日、東大芦川・南摩両ダム予定地を視察、反対・賛成双方の住民から意見を聞くなど、精力的に振る舞っている。が……。

一方、知事選敗北のショックで鳴りを潜めていた県議会や推進派は立ち直りを見せ始めて新たな攻勢に出ようとしている、特に県議会は、予算を人質にして公約阻止に動き始めている気配があり、土木常任委員会は近く東大芦川ダム予定地を視察し、建設推進を提言する報告書を作成する方向で検討を始めた。水資源開発公団は、去年の末までに水没地城の土地の格付けを終了、来年度予算に補償費を盛り込み、集団移転先用地も一部（16世帯分）確保して既成事実化を進め、推進のムード盛り上げに必死になっている。また、去年の8月以降中断してる検討会を2月にも再開して、大谷川取水の中止と南摩ダム建設の方向で意見の集約を目論んでいる。

なお建設省は、8月10日に提出した、「大谷川取水の棚上げ、南摩ダム推進の一方的方針変更」に関する我々の公開質問に対して、再三の要求にもかかわらずいまだに回答をしていない。以上のように、思川開発事業は混沌とした状況の中で3月のタイムリミットに向かって見直し作業が進められている、福田知事は精力的に動いているが推進派も必死の巻き返しを図っており、どのような方向が打ち出されるか全く予断を許さない。

事業の見直し明言

知事が多分予定地視察

賛否住民から意見聞く



東大戸川ダム予定地では、推進の立場をとる「東大戸川ダム地域整備協議会」(大貫雅男会長)が、「われわれは(この生涯)大勢の報道陣に囲まれ、果敢部からダムの説明を受ける福田昭夫知事」(11三年前10時、豊田市車久の東大戸川ダム建設予定地

ていく。目の前の三十年、五十年先にかけた」とダム公団建設と地盤改良案を求めた。ダム反対の「西大留地区自治会協議会」(竹沢正之会長)は、連年の東のダム行政を批判。「豊田の水源地(この以外にあり)問題は満水だ。県民は厳しい目を向けており、ダム公団建設など」と訴えた。

が一日も早く終わることを切望する」と求めた。

南摩ダム予定地では、建設を容認して生活利便を導める「南摩ダム補償交渉委員」と答えた。

會（即久遠義経會）が過去三十六年間にわたる佳民の心痛を諷調。「一事の中止弊言は、われわれの悩みとなった。補償のすべて能の面からも無駄な多ム」と事業中止を求めた。

根拠に引用した陸軍省の建設反対を責く「陸軍省は絶対反対派閣議決定を不承認、田畑二會は経済、社会情勢の悪化に悩んで、土地への投資だけでなく、機

る結果を、同党が次期選挙
国会で提出を目標としてる。
いまだ野のなごりだ。

思川開発事業を
考える流域の会

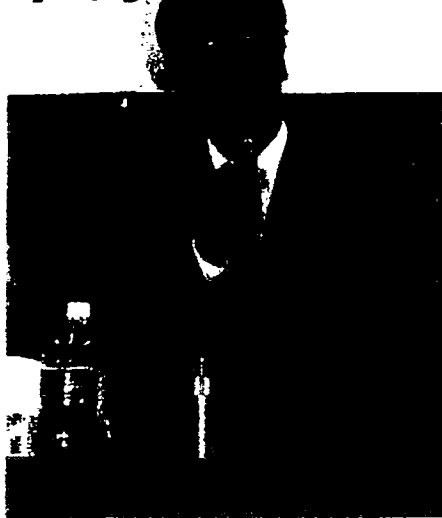
250人集い市民集会

中村敦夫氏「ムダな事業」

鹿沼

ダム 本当に必要か

開発事業を



「ダムは必要か 市民集会」で講演する
中村敦夫氏＝26日午後1時40分、唐澤理
二会館新会館

慶應市などに計画されている思川開発事業に反対する「思川開発事業を考ふる流域の会」（原廣信代表）は二十六日、「ダムは必要が、市民集合を両市の慶應商大会議所会館約二百五十人を集めて開催した。参院議員で公共事業チニックス議員の会会長の中村敦夫氏が講演し、国などのダム建設事業を批判し、思川開発事業について「全国区画の問題にする」と述べ、全国的に反対運動を盛り上げる考えを示した。また、知事選で初立選した福田昭夫氏が来賓としてあいさつし、思川開発事業と県の東大目川ダム建設計画を全面的に見直す考えをあらためて示した。

中村民は「多様な公共事業を斬（き）る」と題して講演。公共事業の在り方をめぐって、区民から湧くべきアイデアが多く、そのうち「農家の家族がたばこ畑で遊戯されているゲーム

死するために父と母を
導かなくてはならぬと
説明した。

[illegible]

で検討する書えきだ。したがって、講演後、会場からの質問に答えて、藤原代表は（男）

計画が中止になった場合（政府は（住民の）三十五年間の精神的苦痛に對して十分な補償すべきだと願つてゐる。）に關しては、

福田氏、政府、毎年の公共事業の費用に基き、由止が凍結が事業規模縮小か否かの三つのほか、一代警察があるのかないのか一といふ点が欠けていることを指摘。これを踏まえて検討する考えを明らかにした。

集会では、人と自然の共存を求め自然豊かな森林を「緑のダム」として保全するところを訴える「緑のダム宣言」を採択した。

2000.11.28
平和塔

明治初期に
古河市兵衛が
足尾銅鑛所を
創業した際、
民衆と密接

していた草久村（現佐賀市草久）の大古川上流域の山林を買い占めた。屋根を越えた天然の広葉樹林を鋼構梁の燃料にするためだった▼一番は暗く閉めた▼一九〇三年の台風で大古川がはんらんした。その後、県の手指導で植林事業が展開された。山に緑が戻った。以来、大古川は安定し、その清流は全国の釣りファンから愛されている▼「緑のダム」として、治水に最も効果があること、大古川の経験が示しているが、果は七三年、その支流に東大古川ダム建設計画を打ち出した。同じ県の役人でも、植林を進めた明治の自然保護者の象徴であるダム建設を考える現代の役人とどう価値観がこんなに違う▼

経済情勢が急激に悪化し、失業率が高騰し、人口減少が懸念された日本には、水不足の心配がある。それにもかかわらず国や県がダム建設に固執するのは、言い風（フエムン）の腐敗のためか。腐敗の象徴であるダムよりも「緑のダム」「つばねの森林」への推進がよい。以上が、東洋問題を考える市民組織「原川開発事業を考える派」の「公共事業チェック会議の会」会長を務める中村教夫さんが講演、西澤ダム建設を核とする原川開発事業反対運動を「全国区の問題（ジョー）」と捉えた。懇話会からなる集会の中では、国の腐敗よりも東大川（ヤマム）に住民から浮いた、色あせた構想を見えた。

水源連総会後、川辺川に吹く嵐

川辺川問題は昨年9月末の土地収用法における事業認定が申請されたことで新たな展開を見せ始めた。土地収用法の第20条事業認定、これは理不尽にも九州地建から建設大臣に向けて出される。事業認定はほぼ「公益性」というキーワードで審査され、認可するか却下するか決定される。しかし、過去に却下された例は無い。この事業認定が許可されると、建設省は強権を発動して、強引にダム工事を進めることができる。この天下の悪法に絡めて、漁協への締め付けを強化して、年度内本体着工を獲得したいというのが建設省の目論見である。



地元で650人の 事業認定阻止イベント。

昨年11月に催された水源連総会のあと、12月3日には地元熊本県相良村で650人を集めて集会が行われた。

民主党の菅直人幹事長ら民主、共産、社民の国会議員らを招いて球磨郡相良村の村総合体育館で「川辺川大集会」を開き、ダム建設阻止をアピール。九州地方建設局が申請した土地収用法に基づく事業認定の阻止を目的に、ダム建設に反対する球磨川漁協の組合員や利水訴訟の原告農家、市民団体などが結集。実行委員長が「ダムができれば漁業は破滅する」とあいさつ。長崎県の諫早湾干拓事業に反対した地元の森文義・前小長井漁協組合長が、「川辺川という自然の財産を大事にして欲しい」と警告。利水訴訟の原告団は「必要性を失った事業に農家は参加しない」。川辺川・球磨川を守る漁民有志の会は「川辺川は、日本一の。球磨川には次々とダムができ、清流を失った。同じ過ちを繰り返してはならない」と訴え、漁民一堂30名近くが壇上に上がり、会場からの大拍手と声援で、大いに盛り上がった。そのどれもこれもが「清流を守るため頑張れ」というあたたかくて、ありがたいメッセージだった。

民主党の菅幹事長は「緑のダムをスローガンにした

民主党が野党と手を取り、政権交代で川辺川ダムをストップさせる」と力強いメッセージを残した。共産党の小沢和秋衆院議員は「無駄な公共事業は日本をダメにする」と。このときに、水源連事務局から遠藤保夫氏が参加。事業認定のプロセスと阻止への意義を事前に参加議員にレクチャーした。最後に「事業認定の申請は住民の声を無視した強権的行為」として、建設大臣に

1. 同申請に応じない
2. ダム計画にほんろうされた五木村の生活基盤整備に取り組む

などを内容とする要望書を提出することを決定。その数日後、東京の各議員事務所にその要望書を手渡し、各党あがての協力を依頼した。同時に地元からの建設省への申し入れを「公共事業チェック議員の会」でコーディネートしてもらうよう依頼することとなった。



議員8人を交えて 建設省経済局に申し入れ。

12月3日の「川辺川大集会」の要望文とそれを受けける形で12月13日午後、建設省経済局に対して、申し入れを行った。公共事業チェック議員の会、会長中村敦夫参議院議員をはじめ、8議員に同席してもらい、建設省側からは、経済局総務課土地収

用管理室長・大原知夫氏、総務課課長補佐・住本靖氏ら、5名が対応した。

最初に各党議員の代表から川辺川ダムが如何にムダな事業かを話していただき、その後12月3日に行われた「川辺川大集会」の際の決議文を要請文にしたものを読み上げ、実行委員長代理から建設省経済局へと手渡された。

その後、洪水体験者重松氏がダムの危険性、漁民として毛利氏がダムが川と魚に与える影響、吉村氏が農家の実状と利水事業のムダなど、それぞれが公益性がないことを訴えた。

その後建設省から、事業認定の進展具合の説明、覆い被せるように市民側から法律で定める「公聴会開催」を強く進言した。しかし、大原氏の口からは明確に認可を却下するとか、公聴会を開くという答えは得られず、終始、今検討中という答えに終始した。それでも建設省は事業認定の公告縦覧において137通もの意見書が出されていること自体が、通常では考えられなく「反対意見(それもかなり詳しい)が多い」ことを認識していた。

公聴会に関しては明確な疑問点、判断に苦しみ点とかをクリアしてからでないと決められないと返答。それにたたみかけるように中村敦夫議員から「公聴会が過去に行われたことがないので、やりたくないのでは?」という意見が出されたが、建設省における昭和57年からの記録によると、公聴会開催はゼロでだと言うことを明言。彼らの論理として

は「今までなかったから、今後もやらない」という態度をあからさまにしてしまった結果となった。

流域保守系議員も 事業認定申請に疑問相次ぐ。

同じ13日に開かれた12月定例会人吉市議会一般質問で、建設省の川辺川ダム建設に対する批判や疑問が相次ぎ、議会は環境アセスメントを実施を求める「環境保全推進」の意見書と、土地収用法における強制収用などによらない漁業補償交渉の「話し合い解決」を求める建設大臣あての二つの意見書案を、賛成多数で可決。この動きは流域にどんどん広がり、人吉市、球磨郡を巻き込んで、流域の「ダムは疑問」の動きにつながっていった。平成13年1月10日には人吉球磨八代の郡市、二市4町村から11人が参加して、「川辺川ダム問題を考える議員の会」を超党派で結成、発足した。

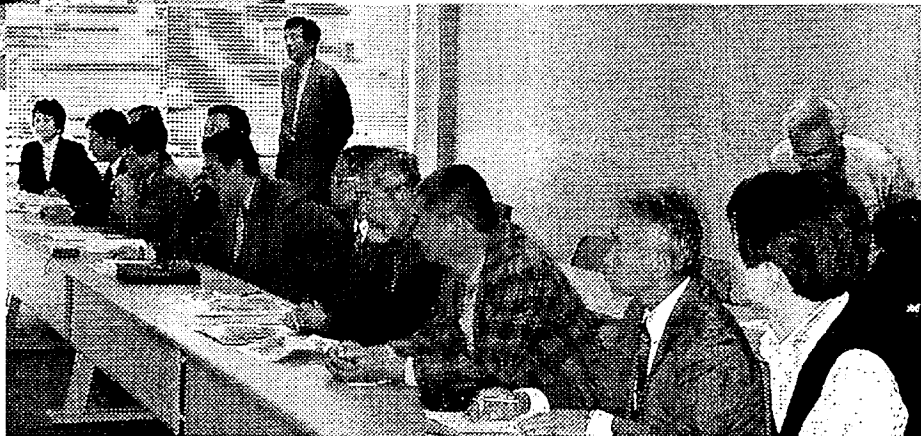
ついに市民側を無視して 建設大臣が認定申請が許可。

建設省九州地方建設局が申請していた土地収用法に基づく事業認定について、扇千景建設大臣は12月26日、申請通り事業を認定した。これにより、強制収用を交えた強引なダム建設が可能になってしまった。市民団体が主張していた公益性のなさや、公聴会実施要望などは全く無視され、まやかしの公共の利益が、憲法で補償された私的権利



12月13日申し入れを受ける
建設省経済局の担当者

申し入れと、厳しい訴えかけをかぶせる
市民と国会議員
発言者は社民党保坂展人衆議院議員



を大きく踏みこむことが可能となった。

認定に際しては民主党前原誠司議員(ネクストキャビネット社会資本整備担当)など複数議員などから抗議が相次ぐとともに、川辺川ダム反対運動を展開している各団体から建設大臣宛に、抗議のファクスが飛び交った。その後市民団体の中で行政不服審査法における異議申立という形で、署名活動の動きが広がり、さらに事業認定取り消し訴訟の動きもでてきている。

罰金覚悟で総会を拒否していた漁協執行部

並行して進む漁業補償交渉を押し進める、推進色の「補償交渉委員会」を批判する漁協のダム反対派は11月、正組合員464人の同意を添え、「全組合員の委任のない、臨時総代会決議の取り消し」を議題とする臨時総会を請求した。水産業協同組合法では、正組合員の1/5(352人)以上の同意があれば総会を招集しなければならない。仮に総会が開催され、取り消しを可決すれば補償交渉は中断する。しかし、容認派が多数を占める理事会は「臨時総代会決議に違法性はない」とこれを拒否。「水協法違反で罰金(過料)も覚悟の上」でこれを無視することを宣言していた。そこへ持ってきて年末に事業認定が認可されたことで、推進派がにわかに活気づいた。

認定申請の日から、球磨川漁協は5回の交渉を行っていたが、平成13年1月27日に反対派を排除したその「補償交渉委員会」に、建設省からの補償額が提示された。補償額は約16億5千万円といわれている。推進派と建設省は、なりふり構わぬ強引なやり口で、是が非でも年内に本体着工にかかりたいと考えている。このあと、29日に理事会が開かれ、その約一週間後に開催される予定の総代会で、推進派に揺動されたまま最悪の意志決定をされる可能性もある。

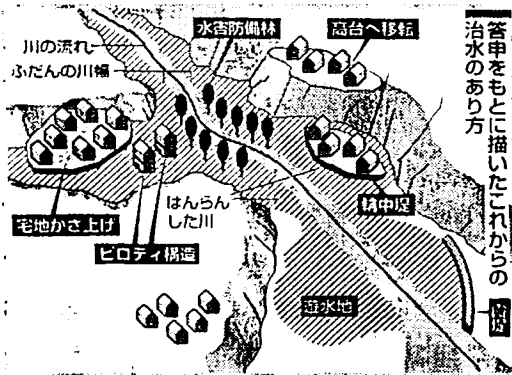
木下組合長を含めた推進派の強引な議決決定を、反対派が如何に阻止し法的にも認められていないことかを、組合員ひとり一人に納得させていくかが、今後の大きな課題となる。同時に、最高意志決定機関である「総会」を開かせる方向で、反対派漁民、および市民も協力していく必要がある。法を無視した個人の私利私欲と、市民感情を全く無視した建設省の強引なやり口が、税金を使った巨大なダムを今動かそうとしている。



「大集会」で、壇上にあがり応援のメッセージを受ける漁民



12月3日「川辺川大集会」に集まった地元の方々



「客中をもとに描いたこれからの治水のあり方」

河川審が「転換」提案

「押さえ込む」から「あふれさせる」

自然と調和の治水できるか

住民が選べる仕組みを

「洪水と共存する治水」。建設省の諮問機関だった河川審議会は昨年暮れの客中で、こんな提議をした。ダムや堤防で洪水を川の中に押し込めようとしてきた従来の治水から、中流域や遊水地といった伝統的な手法を使って、洪水を安全にあふれさせる治水へ、自然と調和するため、治水思想の大転換を迫る提案だ。これをめざす補正案とされるのは、「ダムや堤防は現状と変わらない」と言う。だが、今世紀を「環境の世紀」とするために、新時代にふさわしい治水計画の見直しを期待したい。

(社会部・今村 達二、桑山 明人)

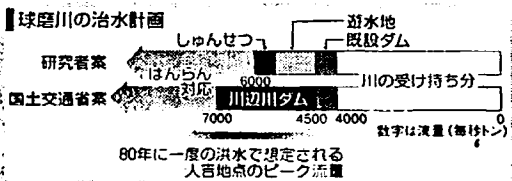
二〇〇一年開幕のワールドカップ(W杯)サッカー八・九の開催で、あふれは八割として使う。この堤防、実は一カ所だけ六・六と低い。「越流」と呼ばれ、洪水時にはそこから水が川の外にあふれる。補正案もピロティ(高床式)構造で、地表面を高くする。河川の拡幅は難しい。そこで遊水地を取り入れた、道路も

分が駐車場になっている。計画は二、三百万平方メートルの水をため込み、下流部を浸水させる。鶴見川は大都市の真ん中を流れる。堤防のそばまで住宅が迫っているため、河川の拡幅は難しい。そこで遊水地を取り入れた、道路も

遊水地以外には、「安全に押し込める」伝統的工法の一つに、住宅の周りを囲む中流域がある。東海地方の遊水地を流れる木曽三川の下流では、今もその面影が残る。

堤防の一部を切っておき、あふれ出した洪水を受け

川辺川ダムにみる治水構想



国土交通省 ダム計画に固執

国土交通省が今年度内に本体工事着手しようとしている川辺川ダム計画は、想定する洪水はほぼ三分の一を、一つのダムで止めようとしている。国内内河川の中でも、ダム依存度の高さが際立つ。これに対し、京都府立総合研究機構の上野氏(河川工学)が遊水地の導入を提議している。「ダムのはがけは法はない」とする国の案と上野氏案を比べてみる。

研究者 遊水地で間に合う

ダムと遊水地を比較する。洪水時のピークとなる流量は、球磨川中流域の人口密度で毎秒約五千七百立方メートルに達する。国土交通省は「より安全なほうに」と、最大の約七千立方メートルを洪水規模とみなし、その被害を最小限に食い止める対策を取ることになる。一方、上野氏は過去の洪水から六千立方メートルを洪水規模とみる。これは他の大川でも大きな流量を想定する傾向にある。だが、上野氏は「流況で損傷約五百立方メートルを引いた毎秒二千五百立方メートルを、川で止めるとした。だが、計画以上の洪水が発生したときの対策は示していない。

一方、上野氏は球磨川上流の約千立方メートルを自然遊水地として毎秒約千立方メートル、残る五百立方メートルは河川にせよつ間に含めようとする。六千立方メートルを洪水は、今回の河川審議会で示すようにあふれさせることを前提として、その被害を最小限に食い止める対策を取ることになる。

改正川法は、河川ごとに、住居の密集を避けるが治水水利、環境に配慮した河川整備計画を定めるよう求めている。だが、ほとんどの河川で未定だ。洪水との共存を目指すためには、流域住民にも負担の負担が求められる。一方、住民がいらない治水対策の中から望ましいメニューを選択する仕組みはない。環境に配慮しながら、様々な治水方法を住民の意思で選べるルールづくりが急がれている。

また、一昨年に東京都や福岡市などの大都市で地下部分が浸水し死者が出た。客中では、都市部は下水道を排水槽として活用したり、非水ポンプの運用方法を調整したりすることが必要だとされている。洪水の可視性を高める限り早く知り、迅速に対応できる情報伝達体制の強化もあつて

ない。将来の治水思想は、自然と調和するものではない。環境とのすり合わせが二十一世紀の課題だ」と指摘する。

犀川と兼六園・辰巳用水を守り、水害につよい金沢をつくる

辰巳ダム問題全国集会（辰巳ダム全国集会）

辰巳ダム問題その後

全国でダム問題に取り組んでいる多くの方々の意見と議論を経て、辰巳ダム問題が全国の公共事業と同質の問題を持っていることを確認したことは、金沢でこの問題に取り組む私たちに「辰巳ダム中止」に向けて、大きな力と希望を与えたことをまずお知らせします。

報告や議論の中で、情報公開・行政資料をもとに議論する問題について検証していただきましたが、集会後も、県のズサンな辰巳ダム計画が次々に明らかになっています。



◆その1【犀川ダムの 永年保存文書が紛失】

河川を「水系一環」のもとに管理することが河川法の精神だが、辰巳ダム計画が過去のダム建設な

どとの整合性をもっているかどうかを検証するため、辰巳ダム予定地のの上流約10kmに治水と利水を目的に1966（昭和41）年に完成した犀川ダムについて、10月30日公文書公開請求（犀川ダムに関する①建設大臣への認可申請書およびその添付資料、②大臣の認可通知書など）を行っていましたが、これらの永久保存文書が行方不明になっていたことが発覚しました。

前年、市民グループと県の間で行われた意見交換会で、市民側は、個別の工事に先立って策定することが河川法で義務づけられている工事実施基本計画（97年法改正以後は河川整備計画）の申請・認可前に辰巳ダムが着工されていたことを問題とし、犀川ダムなど既存の施設と辰巳ダム計画の間に整合性があるかどうかに関わるきわめて重要な問題として、公開を求めているものでした。

報道関係者にもその旨をリリースし、12月12日県庁を訪ねたその夕方、「大臣認可通知書が発見」との連絡が県から入り、報道各社も「ずっと『紛失』になっていたものがマスコミで騒がれた途端に出てきた」ことをそれぞれの持ち味で大きく報道しました。

県議会開会中で、議会でも取り上げられ、中島土木部長も「文書管理に不手際があった」と陳謝しました。

◆その2【内川ダムの永年保存文書も紛失】

犀川の支流・内川に内川ダムが1971（昭和46）年に完成しますが、このダムは犀川と平行して流れる浅野川を導水路でつなぎ、浅野川の降水量を犀川に負担させるため、導水路建設と一体のものとして建設されたダムです。

辰巳の会では、犀川ダムと同様、辰巳ダムとの整合性を確認するため、この内川ダム計画の公文書請求をおこないましたが、またも原本が紛失していることが明らかになりました。なぜか青

焼きコピーが保管されている。また正規のものか確認できない状態で「全体計画書の添付資料」なる資料があり、県も「原本かどうか確認できない」として、これらを「公文書の公開」ではなく「資料提供したい」と説明している。

この問題は、先の石川県公共事業評価監視委員会が辰巳ダム建設に同意する条件にした、「犀川と浅野川を一体とした治水計画策定」に関わる資料が紛失していることを示していますし、辰巳ダム計画に直接関わる重大なことです。

◆その3【そもそも過去の河川開発課の資料全部が紛失！】

なぜ、このような永年保存文書紛失が次々に発覚するのか？

県の情報公開窓口に、過去の県が保管している永年保存文書一覧を示すリストが常備され、古くは明治時代のものから年度ごとに各課別に公開されています。

この公開されているリストの中に、昭和40年度前後の「河川開発課永年保存文書一覧」が抜けています。犀川ダムが計画され完成するまでの間のリストそのものがないのです。これは、私が犀川ダムに関して当時の公文書リストを捜していた見つけた事でした。河川課の担当者に聞くと、犀川ダム建設計画が持ち上がったときに河川課から独立して河川開発課が新設され、犀川ダムが完成した時点で河川開発課がなくなったとの事と関連があるとの事であった。つまり、犀川ダム関係の一切の書類がリストごと河川課に管理が移管されず、どこかへ片づけられそのまま行方不明になった。直後、内川ダムの計画が浮上し、改めて河川開発課が復活した。こうしたダム建設を巡って県の組織替えが公文書管理のズサンさに拍車をかけたことがわかります。県の公文書の管理がこれほどズサンだとは思いつかなかった。

いま担当者は、資料を捜すために涙が出るほどの苦勞をしているはずです。しかし当時のリストがないから、捜す目的も不明確なまま暗闇の中を捜すようなものでしょう。担当者が倉庫に入って山積みの段ボールの中を捜しているのを想像すると可哀想なのだが、公文書に対する過去の行政の意識を知る上で貴重な事実です。

これらでわかるより重大なことは、その後に着工された多くの中小河川改修工事や辰巳ダム計画などが、過去のダム建設となんら整合性なく、河川法が要請している水系一環管理の意味も全く理解されずに進められていたことを物語っていることです。

◆その4【政府予算案、辰巳ダムに5億5千万円 == 7割は別枠から】

2001年度政府予算案で、辰巳ダムには事業費ベースで5億5千万円の予算が、建設省の概算要求どおり認められました。

工事用道路を中心とする治水事業分は1億7千万円で、残りの3億8千万円は付け替え道路やトンネル、下水道等で、生活関連事業費枠などで予算がつけられています。

無駄で有害な計画であることがますます明らかになってきている辰巳ダムに5億5千万円もの予算をつけたことはまったく不当ですが、同時に、その7割が本来のダム予算の枠以外でつけられていることは注目されます。つまり、地元では、ダム計画がいま中止になると道路建設事業も途中で止まってしまうのではないかと心配する声もあるが、別枠から生活関連事業予算がつけられたことは、辰巳ダムを中止してもこれらの事業をつづけられることをしめています。辰巳ダムが地元は何のメリットももたらさないことが、いっそう明らかになっています。

以上、辰巳ダム全国集会後の動きを簡単に記しました。

辰巳ダム全国集会事務局

渡辺 寛

「ダムと開発：意思決定のための

新しい枠組み」 (発行：世界ダム委員会) について

氏家雅仁

ダム問題に関する国際的な調査報告書が2000年11月に発表された。報告書の内容は、日本国内のダム問題解決にも役立つ指摘が含まれているので、紹介する。

世界ダム委員会とは何か？

ダム開発は国際社会でも大きな議論を巻き起こしている。特に発展途上国におけるダム開発は、生態系の破壊と共に、影響住民の生活破壊や貧困住民の発生など、重大な人権侵害事件として問題化している。第三世界におけるダム開発は、世界銀行等による先進国からの融資を財源に進められている。日本も、世界銀行や国際協力銀行等の国際金融機関を通して最大級の資金を行っており、東南アジア諸国におけるダム建設問題に対して大きな責任を負っている。

1997年、世界銀行と世界自然保護連盟の協力の下、ダム問題に関わる各方面からの代表者がスイスに集まり、大型ダムに関わる重大な問題についての議論が行われた。

会議には、政府、民間部門、国際金融機関、NGO、ダム影響住民など39名が参加した。この会議の結果、国際的なダム開発問題を解決する第一歩として、世界ダム委員会が組織された。世界ダム委員会の目的は、・大型ダム開発の有効性のレビューと、水資源とエネルギー開発の代替案の検討・ダムの計画、設計、評価、建設、運営、モニタリング、操業停止に関し、国際的に受け入れられる基準、ガイドラインの作成の2点とされた。

委員会の委員として、多様なグループとの協議の結果、議論に貢献できる専門知識をもった著名な12名が選出された。

委員会は、これまでに行われてきた世界各地のダム開発の実情を明らかにするための国際的調査を行い、その結果を報告書として発行された。

報告書の意義

学者・官僚・NGO等の様々な立場の人が参加した委員会は、国際的調査の上で、統一した合意を作り、報告書をまとめた意義は大きい。ダ

ム問題解決の手法として、過去に建設されたダムがどのような問題を引き起こしてきたのか、ダム開発のプロセスは妥当であったか、という再評価が行われた。市民運動独自でも、行政独自でもなく、ある面で公正・中立的・科学的に事実関係を調査し、共通認識を示したことになる。中立委員会方式の提言は、日本の行政機関にとっても無視出来ない、国際的な共通認識となるだろう。

日本国内では、ダムの再評価は進んでいない。利根川河口堰や長良川河口堰が何をもたらしただかという再評価はほとんど行われていない。公正で中立的な再評価による市民的合意を得るよりも、既存権力により新規ダム開発をゴリゴリと進めた方が、ダムを推進する行政や事業者にとっては得策だからであろう。

一方で、アメリカや欧州諸国ではダムという技術の見直しが進んでおり、見直しの潮流は、海外資金によるダム建設を進める第三世界諸国に到達しつつある。ダムについての状況は、場合によっては日本よりも東南アジア各国の方が先進的な場合があるのではないだろうか。国際的NGO（例えば国際河川ネットワーク：IRN）が、第三世界諸国におけるダム問題に取り組んでいる結果だと思う。この報告書は、日本国内におけるダムの再評価を進めるために貴重な物となるかもしれない。

報告書の内容

報告書の内容には、ダムが抱える本質的な欠陥が明記され、更に、今後のダム開発における提言が含まれ、日本におけるダム開発問題にもあてはまる内容が数多く含まれている。例えば、

- ・ダム建設により、生態系は回復不能な影響を受け、希少種を含む動植物が絶滅に追い込まれた。
- ・ダム建設が決まってしまうと環境・社会面での影響、経済効率性、協約の履行などの監視・評価がおざなりになる。
- ・資源・エネルギー需要の増加が喧伝されたためダム建設が優先され、代替案選択の幅が狭まってしまった。
- ・不正・汚職も助長されたが、不正をはたらいた者

の法的責任はほとんど問われていない。

・利権の横行で客観的な基準、ましてや環境・社会面への配慮に基づいてダムが建設されることはない。

という内容が含まれている。より詳しい内容については、転載した要約をぜひとも読んでいただきたい。

報告書を読むために

世界ダム委員会の報告書本体は、英語版の冊子として<http://www.earthscan.co.uk>にてネット販売されている。また、世界ダム委員会のホームページは、<http://www.dams.org>にある。

この報告書に関わる日本語訳の文書としては、2つの要約版が存在する。

(1)世界ダム委員会の概要版の仮訳

(必要な方は水源連事務局までご連絡ください)

(2)国際河川ネットワーク (IRN:ダム建設に反対する国際NGO) が作成した要点の日本語訳

今回の会報では、翻訳を担当したメコンウオッチ・ジャパンおよび地球の友・ジャパンの許諾を得て、(2)を転載する。

原典は、メコンウオッチのホームページ
<http://www.jca.apc.org/mekongwatch/>
および、地球の友のホームページ
<http://www.foejapan.org/aid/>に掲載されている。周辺情報のページもあり。

報告書の活用と今後

この報告書は、ダム建設推進・反対等の様々な立場の人が作り上げた、国際社会における大型ダム開発についての共通認識だ。日本においても、ダム開発にかかわる行政や事業者、そして住民運動が、この国際的共通認識の上に立ち、提案されたガイドラインを受け入れ、ダム開発問題の解決のための議論を進めることが大切だと思う。

このためには、報告書を数多くの人が読み、理解することが第一歩だと思う。また、海外のダム建設問題に取り組むメコンウオッチや地球の友などの国際的NGOと、水源連に連携している国内ダム問題住民運動が連携し、行政機関とのコミュニケーションを行うことも大切ではないだろうか。

..... 以下転載

世界ダム委員会 (WCD) 最終報告書の要点

註：この文書は「国際河川ネットワーク (International Rivers Network)」が作成したSummary Excerpts from the World Commission on Dams Final Reportの要点を日本語で整理したものです。

大規模ダムの建設は河川流域の生態系に悪影響を及ぼす。恩恵をもたらす場合もあるが、立退きを余儀なくされた住民をはじめに住む人々の生活に大きな変化をもたらす。

ダム建設費はしばしば予算を超過し、調査対象とした81のダムの平均予算超過は56%である。多目的ダムでは特に顕著で、地域別では中央・南アジアで平均2倍以上の費用が支出されている。建設工事も長引き99のダムで予定通りの完成は50%、15%は工期が1~2年延長された。灌漑は目的を達成しない上に採算に合わず、発電では20%のダムが目標発電量の75%にも達せず、給水では25%のダムが目標量の50%

以下にとどまっている。洪水調整ではかえって流域を洪水の危険にさらすこともあり、浸水・塩害・放水・決壊から生じる問題もある。10%のダムでは堆砂によって保水機能が50%以下に落ちている。気候変動で降水量が増加しダムの耐久性を見直す必要が生じたと同時に、洪水対策のあり方も抜本的な変更を迫られている。

生態系は回復不能な影響を受け、希少種を含む動植物が絶滅に追い込まれた。河川を取り巻く複雑な環境に変化が生じると、外来種が繁殖し在来種を押しよける。砂や栄養分がせき止められると、下流の湿地や河口に影響が及ぶ。魚類など回遊性を持つ生物の繁殖能力が低下し、

多様性が維持できなくなる。河口域の魚類や海水魚も影響を受け漁獲高が減少する。鳥類への影響も不可避である。水門を通過した水の水質回復には時間がかかり、温度は100キロ下流でも元に戻らない。そのため複数のダムが近距離に建設されると、影響が増幅する。貯水池から発生する温室効果ガスと気候変動の関係も看過できない。緩和策が機能しないのは生態系への理解が不十分だからである。理論的に可能な緩和策が実際に機能するとも限らない。

ダム建設で恩恵を受ける層と影響を受ける層には乖離が見られ、貧困層や次世代が悪影響を被る。地域経済の活性化は一過的で、雇用創出は代替案との慎重な比較検討を要する。ダム特有の広範囲にわたる影響は河川によって生活や文化を支える人々が多いアジア、アフリカ、ラテンアメリカで特に深刻である。全世界で4000～8000万人が、中国とインドでは1950～1990年の間に3500万～4200万人がダム建設によって立退きを強いられた。世銀融資案件ではダム建設による立退きが65%を占める。これらはダム本体の建設によるもので関連施設の建設や上・下流での生活条件の悪化による移住は含まれていない。立退きが強制される場合もあり、死者も出た。詳細な調査を行った10のダム全てで当初影響住民の数が過小評価されており、世銀融資案件では当初比47%の増である。そもそも「影響住民」の定義が狭すぎて、補償も土地権を持つ者に限られ貧困層は外される。補償金額も不十分で支払いは遅れる。影響住民は計画に意見を述べる事ができず与えられた代替地の環境は劣悪である。代替地は開発から取り残され、失業や罹患で住民の生活は悪化し代替地を離れる者も多い。特定の層への影響では、まず先住民族の土地所有形態や生活様式が影響を受ける。下流域に住む住民も、特に氾濫原を生産の基盤とする熱帯・亜熱帯地域の人々は大きな影響を受ける。女性は受ける恩恵が少ない一方で健康被害を起こしやすく、地域の性格差も拡大する。衛生・健康面では貯水池がマラリアなどの伝染病を発生させ、魚の水銀汚染が深刻化し、ダム建設地や代替地とHIV感染の関連も指摘されている。建設が長引くと不安やストレスをもたらす。文化遺産の調査はほとんど手付

かずで、特に先進工業国では大きな問題である。

将来の水資源とエネルギーの確保を考えると、まず農業では地表水の有効な活用が求められる。天水の利用や地域の伝統的水資源管理方法の尊重も重要である。電力では先進工業国の浪費を抑える必要がある。水力発電に対する期待は低下し、代替エネルギー、中でも風力発電の開発は1994?1998年の間に40%も伸びた。給水についても需要の抑制が求められる。天水の利用、海水の淡水化、水の再利用も有効である。洪水対策では地域住民主導の包括的な対策を講じることである。

こうした選択肢を生かすには透明性の高い意思決定プロセスと監視・評価システム、環境・社会政策の遵守を促す仕組みが求められる。建設が決まってしまうと環境・社会面での影響、経済効率性、協約の履行などの監視・評価がおざなりになる。

資源・エネルギー需要の増加が喧伝されたためダム建設が優先され、代替案選択の幅が狭まってしまった。不正・汚職も助長されたが、不正をはたらいた者の法的責任はほとんど問われていない。利権の横行で客観的な基準、ましてや環境・社会面への配慮に基づいてダムが建設されることはない。1990年代に入り政策・法律・評価方法が整備・改善されたが現実が追いつかず、過去に起こった問題も未解決である。情報公開や住民参加も進んだが依然プロジェクトの50%で影響住民の参加が不十分である。むしろ市民運動が開発推進側と影響住民の対話の道を開いてきた。

アジア、アフリカ、ラテンアメリカのダム建設に国際金融機関が果たした役割は大きく、世銀は1950年代から平均年10億米ドル、1970～1985年では平均年20億米ドルを融資し、他の機関の資金も加えるとピーク時の1980～1984年には平均年45億米ドルがダム建設に投下された。近年国際金融機関はダム建設政策を整備してきたが計画部分に重点がおかれており、代替案の検討や建設後の運営、環境・社会面への配慮は不十分である。政策遵守のための仕組みも

整っていない。輸出信用機関は環境・社会政策すら策定していない。最も進んだ政策を持つ多国間開発銀行でも課題が多いのだから、他の機関の現状は推測に難くない。

開発の推進と人権の尊重は矛盾しない。むしろ公正で持続可能な開発を実現するには影響住民の人権や利益が守られる必要がある。ダム建設を推進する人々は自分たちが負うリスクは気にかけてきたが、影響住民のことは軽んじてきた。多くの人々が参加し納得できる話し合いが行われるべきで、信頼関係も重要である。公正な意思決定がなされれば良い結果が生まれる。ダムがもたらした苦い経験を生かすには新しい意思決定方法を採用するだけでなく、その方法の有効性を確信することであり、そのためにはこれまで明らかになった問題を直視することである。人権の尊重とリスクの評価がより良い意思決定の前提となり、誰が議論に参加し何を話し合うかを定める根拠となる。はじめは時間がかかっても後で効果が現れる。

1. 将来の水資源とエネルギー開発のあり方を決める政策を立てるには、以下の事項を優先する必要がある。
2. 市民社会の支持を得る：十分な情報を提供し透明な決定を行ってはじめて市民社会が受け入れる。
3. 選択肢を検討する：開発の目的を明確にし、環境・社会面に配慮し、現存の手段を有効に活用する。
4. 現存するダムの問題を直視する：長期にわたる監視と評価を行い、影響緩和手段を検討する。
5. 河川と生活を保全する：流域全体の生態系と住民の生活実態を調査し、保全政策を立てる。
6. 影響の認定と利益の共有：流域住民をはじめ関連施設建設などで影響を受ける住民の人権尊重とリスク評価を行い、緩和策や補償には法的拘束力を持たせる。
7. 政策を遵守する：遵守のためのガイドラインを作り外部評価を受け、プロジェクトごとに遵守規定を定め必要経費を予算化する。不正行為を防止し、遵守に対する褒章制度を作る。

る。

8. 開発・安定・平和のために河川を共有する：水資源管理政策に流域国間の協力を明記し、水資源の恩恵の公正な配分に努める。ある国が根拠のある異議を唱えた時はダム建設をやめる。対立・紛争はあらゆる手段を使って解決に努め、協約違反の建設には援助を停止する。流域外国とも話し合う。

これまでの内容をガイドラインにまとめると、第一段階で水資源とエネルギー開発の必要性を明らかにする。つまり様々な選択肢を検討する上で必要な開発目的を特定する。第二段階で開発目的に適った計画を立てる。選択肢を検討し適切なものを選び計画に盛り込む。第三段階ではあらかじめ落札条件を明確にし、契約に影響緩和手段やプロジェクト監視方法を明記し条件を遵守するための仕組みを作る。また関連工事が始まる前に影響住民と立退きをめぐる協約などを締結する。第四段階では条件の遵守を確認し監視手段などを明確にした上で運用を許可する。第五段階では適切な運用を行い、状況の変化に応じて運用条件に変更を加える。

本報告書が水資源とエネルギー開発に関わる人々の対話を促すとともに、現行の政策やガイドラインを見直すきっかけとなることを願う。各国政府・関係省庁、NGOや住民団体、学識経験者と専門家、ディベロッパー・コンサルタント・民間金融機関、多国間開発機関や輸出信用保証機関などは、それぞれの立場から本報告書の内容を検討し賛同を表明するとともに普及に努め、従来の開発のあり方を評価・監視・教訓化する材料とし、自らの能力向上の糧として活用していただきたいと思う。

..... 転載以上